



# 尾道市農業振興ビジョン

## 活力と魅力ある農づくり

～農村の活力を創出～

### 後期ビジョン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



令和5(2023)年3月

尾道市



本市は、緑豊かな中山間地域から丘陵沿岸地域を経て、独特な多島美を有する島しょ部地域に至るまで、多様な気候・風土に生まれ、多彩な農産物が生産されています。

本市では、こうした特徴ある農業を活かし、継承していくため、平成20年度に「尾道市農業振興ビジョン」を、さらに10年後となる平成30年度に新たな「尾道市農業振興ビジョン」を策定し、本市の農業振興に取り組んできたところです。

この「尾道市農業振興ビジョン“後期ビジョン”」は、これまでの前期5年間で実施した施策の検証を行い、現状と課題を把握したうえで、改めて「活力と魅力ある農づくり～農村の活力を創出～」の基本理念と「むらをつくる」「農を育てる」「食をまもる」の3つの柱の実現に向けて、今後5年間で取り組む施策を示しています。

農業は、安全で安心な農産物を生産・供給するだけでなく、自然・生活環境・伝統文化など市民との交流と共生を提供する重要な産業です。これらの根幹となるのが農村です。

農村が元気でなくては、集落の環境や食文化、伝統文化を市民に伝えることが難しくなります。そのためにも、多様な担い手を確保し、農村やそこに暮らす農業者の皆さんが元気でなくてはなりません。

本市の農業が「活力」と「魅力」あるものになるよう、農業者、市民、農業関係団体、行政などが、それぞれに担う役割を明確にした協働のもと施策を推進し、目標の実現を目指してまいります。

結びに、本ビジョンを策定するにあたり、ご審議をいただきましたビジョン推進検討委員会委員の皆様をはじめ、消費者、生産者アンケート調査、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和5(2023)年3月

ごあいさつ



尾道市長 平谷 祐宏

# 目次

<b>第1章</b>	<b>農業振興ビジョンとは</b>	<b>3</b>
1	ビジョン改定の考え方	4
	(1) 背景	4
	(2) 目的	4
2	農業振興ビジョンの位置付けと目標年次	5
	(1) ビジョンの位置付け	5
	(2) ビジョンの目標年次	6
<b>第2章</b>	<b>尾道市の現状と課題</b>	<b>7</b>
1	農村	10
2	農業	14
3	食料	18
<b>第3章</b>	<b>ビジョンの基本理念と施策の展開</b>	<b>23</b>
1	基本理念	25
2	施策の展開方向	30
	(1) 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)	30
	(2) 「農を育てる」(生産力、活力)	32
	(3) 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)	33
3	具体的な将来像	34
	(1) 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)	34
	(2) 「農を育てる」(生産力、活力)	37
	(3) 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)	39
<b>第4章</b>	<b>ビジョンの実現に向けて</b>	<b>43</b>
1	ビジョン実現に向けた関係者の役割	44
2	推進体制	45
3	進行管理	46
<b>第5章</b>	<b>参考資料</b>	<b>47</b>
1	尾道市の現状	48
2	アンケート結果	50
	(1) アンケートについて	50
	(2) アンケート調査結果	52
	① 市民アンケート(消費者)	52
	② 生産者アンケート	55
	③ 認定農業者アンケート	61
	④ 市外在住者アンケート	67
3	用語の説明	71
4	尾道市農業振興ビジョン策定経過	75
5	尾道市農業振興協議会	76
	・尾道市農業振興協議会	76
	・尾道市農業振興ビジョン推進検討委員会名簿	76

## 第1章

# 農業振興ビジョンとは



# 1 ビジョン策定の考え方

## (1) 背景

本市は、平成29(2017)年度を目標年次とする「尾道市農業振興ビジョン」の検証を行い、平成30(2018)年4月には、新たな「尾道市農業振興ビジョン」を策定し「活力と魅力ある農づくり～農村の活力を創出～」に向けた取り組みを推進しています。

今回、農業情勢の変化に対応するため、中間見直しとする5年目を迎えたことから、実情に応じた中間検証を行い、目標年次となる令和9(2027)年度に向け、農業が抱える環境の変化に対応した農業振興を展開する必要があります。

## (2) 目的

本ビジョンは、平成29(2017)年3月に策定された「\*尾道市総合計画」の政策の一つ「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」を実現するため、本市が抱える現状と課題に対し、国及び県の農業関連施策と連携を図り、「活力」と「魅力」ある「農業・農村」づくりの展開方向と将来像を示します。

### 関連農業施策

#### 【国の農業施策】

##### 「\*食料・農業・農村基本計画」令和2(2020)年3月

「我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために」人口減少が本格化する社会において、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として各分野の施策を講じ、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ることとしている。

#### 【広島県の農業施策】

##### 「\*2025広島県農林水産業アクションプログラム」令和3(2021)年3月

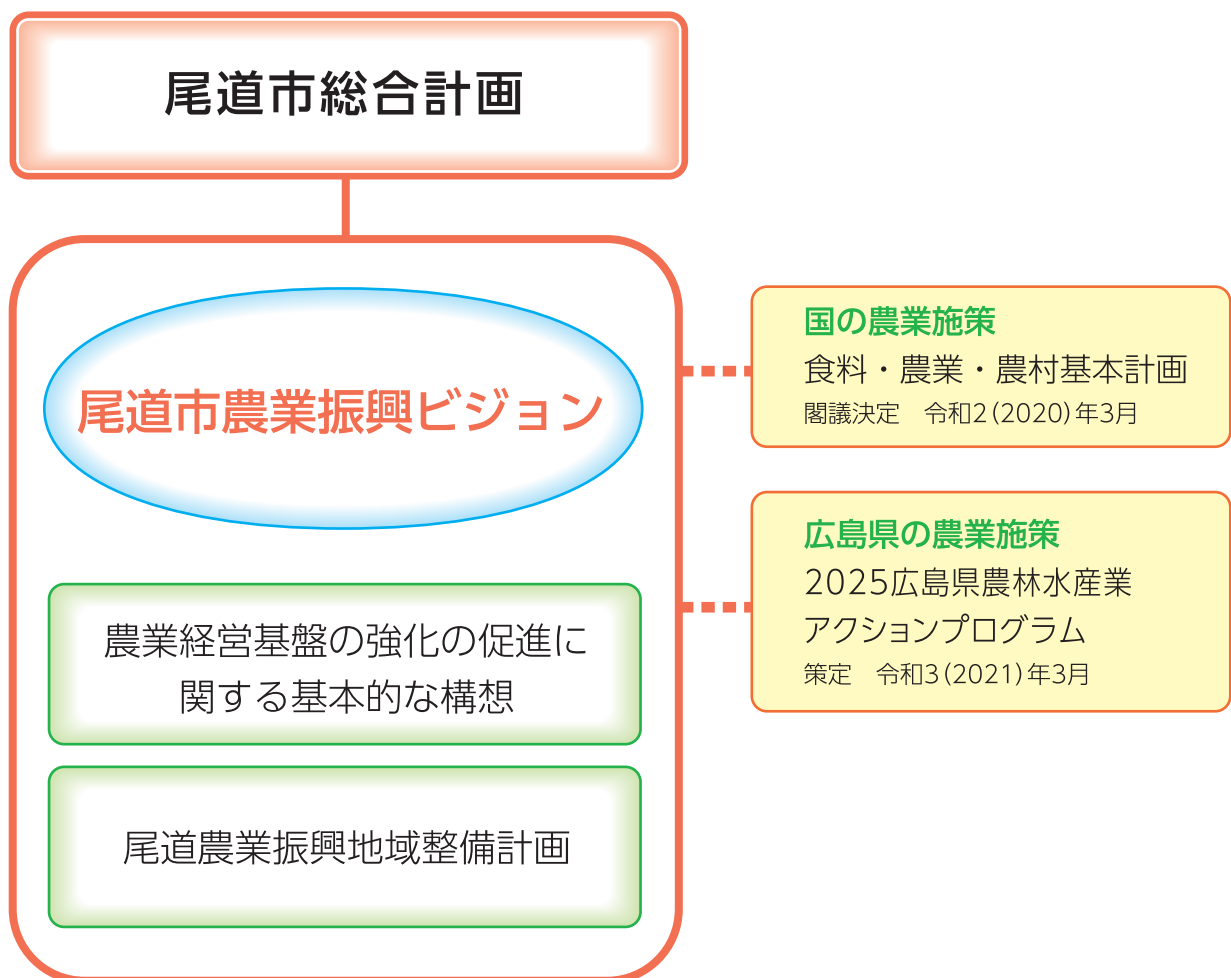
人口減少や少子・高齢化が進む中、中山間地域においては、より厳しい環境変化が見込まれ、基幹産業となる農林水産業において、経営力の高い経営体の生産性を高めつつ、\*担い手が中心となる持続可能な生産構造を構築していくことが重要となる。そのため、基本理念では「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を目指し、\*SDGsの理念のもと競争力の強化につなげていくこととしている。

## 2 ビジョンの位置付けと目標年次

### (1) ビジョンの位置付け

平成29(2017)年3月に策定された「尾道市総合計画」の基本目標を具体化するための計画に位置付けます。

「\*尾道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と「\*尾道農業振興地域整備計画」とは、互いに整合を図り、補完する並列関係のなか、国や広島県の農業政策とも連携した計画とします。



## (2) ビジョンの目標年次

本農業振興ビジョンでは、平成29(2017)年度を基準年次とし、平成30(2018)年度から10年間の本市農業の方向と計画を示していますが、農業情勢の変化に対応するため、令和4(2022)年度に中間検証を行いました。この内容により後期ビジョンへの取り組みとして残り5年間における農業振興の方向と計画を示します。

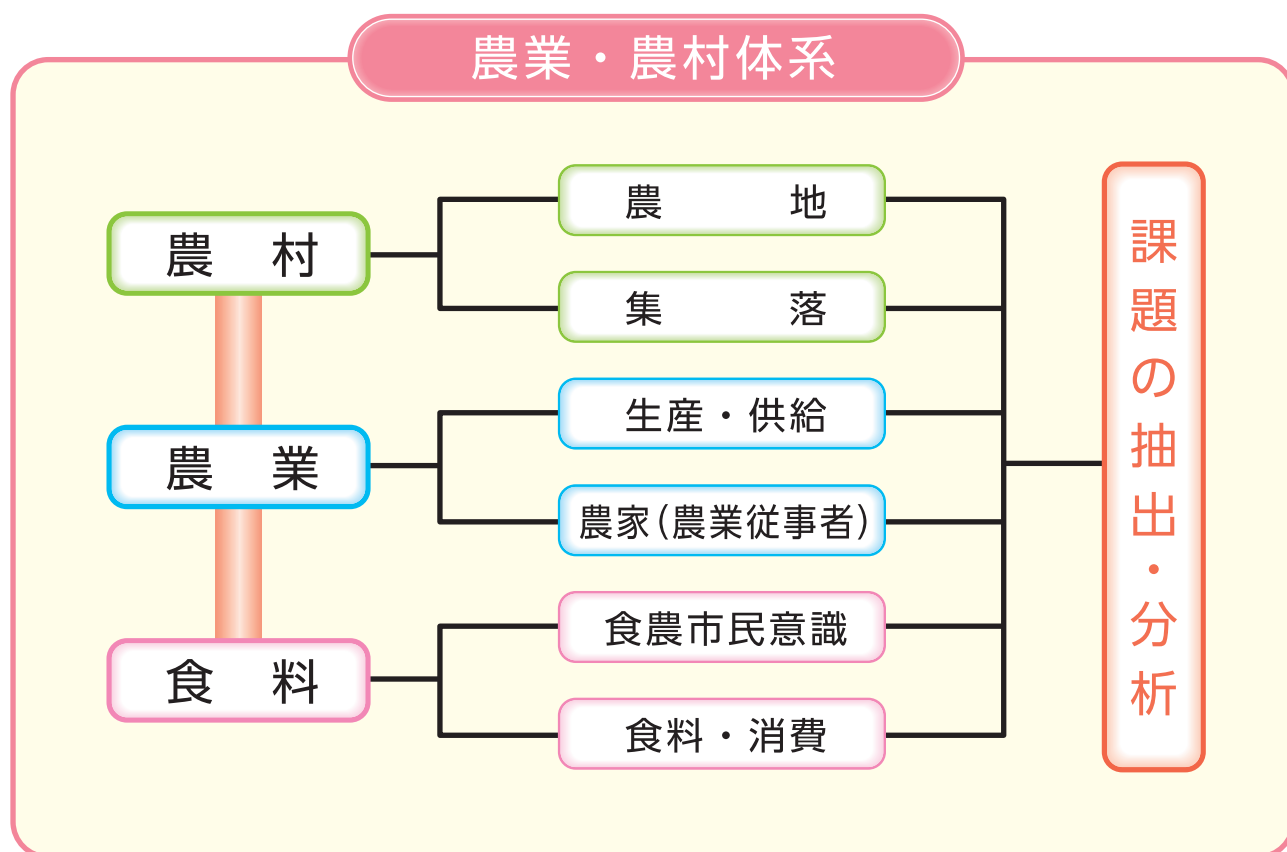
## 第2章

## 尾道市の現状と課題



第2章では、平成29(2017)年度を基準年として、施策展開を行っているところであり、基準年度から令和4(2022)年度において5年が経過しつつあります。このことから、公表数値における変化やアンケート結果に基づき、農業の現状を分析し、後期に向けた5年後の予測を行い課題への対応方針を示します。

分析にあたっては、農業の持続的な発展と農業の新たな展開を目指すため、農村の振興及び農業による食料の安定供給と多面的機能の発揮を目指した「活力」と「魅力」のある「農業・農村」づくりを基本とし、「農村」、「農業」、「食料」の3つの視点から、本市の農業の現状について分析を行います。





# 1 農村

## (1) 農地

### 現状

◎\*耕作放棄地が増加し、\*耕地面積が減少しています。

平成7(1995)年を基準に平成17(2005)年を見ると、\*経営耕地面積は、3,253haから2,394haとなり、令和2(2020)年では、1,453haと減少する反面、耕作放棄地の傾向を見ると、673haから1,383haになり、令和2(2020)年では、1,733ha(予測値)と増加する傾向が見られます。

◎\*農地の流動化が進んでいません。

平成7(1995)年を基準に平成17(2005)年を見ると、貸付面積の合計は、70haから84haとなっていました。令和2(2020)年では、68haとなり、平成22(2010)年をピークに減少しています。

◎水田の整備率は上昇しています。

平成22(2010)年から令和2(2020)年の動きでは、8.6ポイントの上昇となっています。しかし、全水田面積は872haから798haに減少するほか、整備済水田面積では、381haから417haの整備となり、僅かに増えています。

このままでは



\* 経営耕地面積は、横ばいとなる傾向が見られますが、耕作放棄地は増加するものと予測されます。

\* 農地の貸付面積は、樹園地を中心に増加が予測されますが、田・畑においては、僅かに減少し横ばいとなる傾向が見られます。

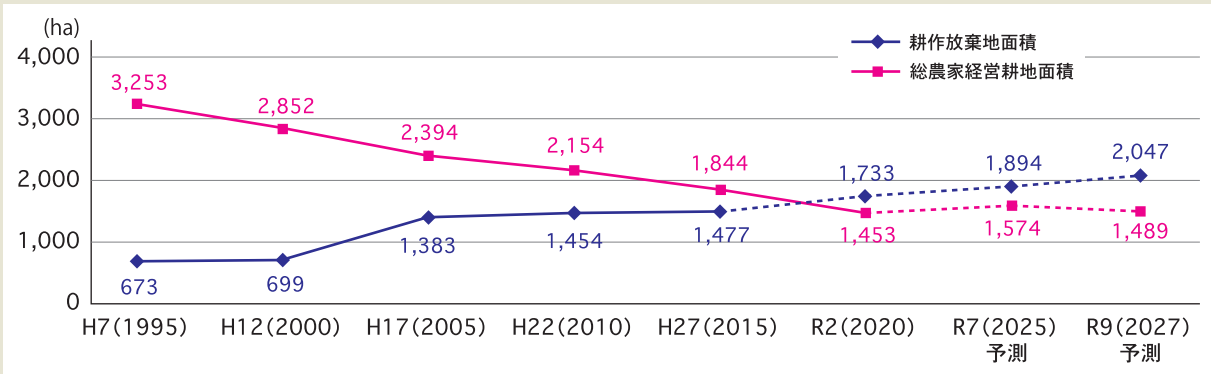
\* 未整備の水田などの農地では、今後も未利用が増加するものと予測されます。

### 対応方針

- ▶耕作放棄地の有効活用。
- ▶条件の良い農地を中心に、\*農業生産組織や担い手等への利用促進。
- ▶\*農業生産基盤整備の推進(畑地など)。
- ▶多様な農地の利活用を推進。

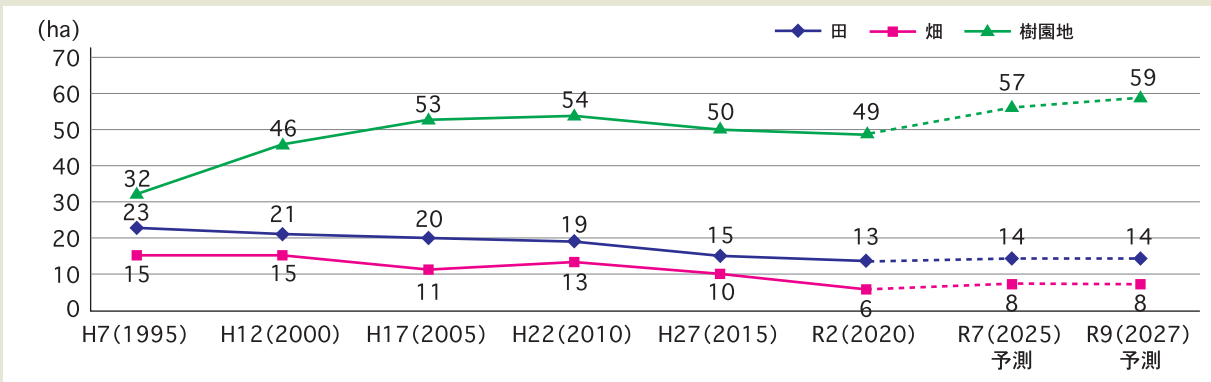


■耕作放棄地・総農家経営耕地面積の動向



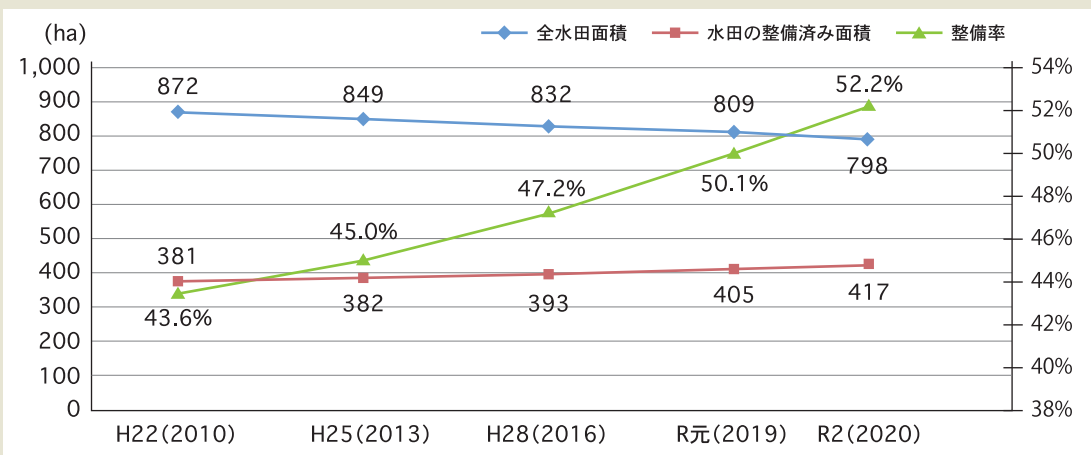
資料：農林業センサス（耕作放棄地 R2 は調査無し。予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

■貸付耕地別面積の推移



資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

■水田整備率の動向



資料：水田面積は、農林水産省『耕地面積統計調査』。整備済み面積は、広島県農業基盤課調べ

## (2) 集落

### 現状

◎農業従事者が減少し、高齢化が進んでいます。

平成7(1995)年を基準に令和2(2020)年を見ると、\*農業就業人口は7,220人から2,431人に減少しています。さらに、65歳以上の農業就業年齢割合では約53.0%から約75.7%に増加しています。

◎\*集落機能の低下が進んでいます。

市域全体の人口が減少するなか、平成18(2006)年を基準に令和4(2022)年を見ると、丘陵沿岸地域では、69,154人から61,847人に減少するほか、\*中山間地域では、21,314人から17,854人に減少しています。

また、島しょ地域においても、63,080人から50,733人に減少しています。

このままでは



\* 農業就業人口の減少や高齢化により、農地の荒廃化が進み、集落の維持機能の低下が懸念されます。

また、農地の荒廃化が進むことにより\*鳥獣被害の増加が懸念されます。

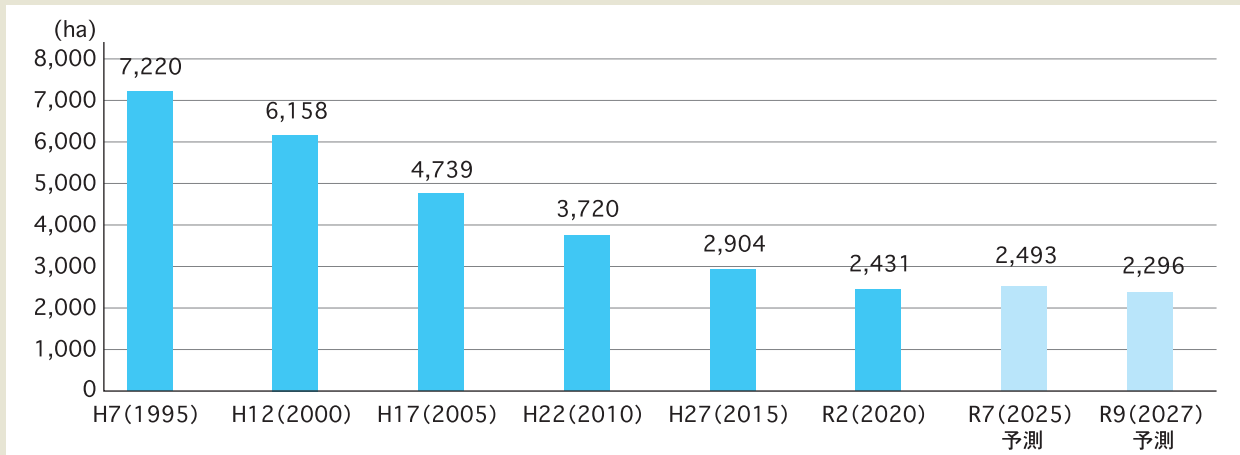
\* 農村地域の景観や防災機能の低下、生活環境の低下が懸念されます。

### 対応方針

- ▶ 意欲ある農業者による儲かる農業を基本に、集落への定着の促進。
- ▶ 農地の確保を進めるため、\*農地情報の提供、\*農地の流動化を促進。
- ▶ 集落や農地等の維持・保全のため、\*日本型直接支払制度の利用拡大を推進。
- ▶ \*有害鳥獣対策の強化。

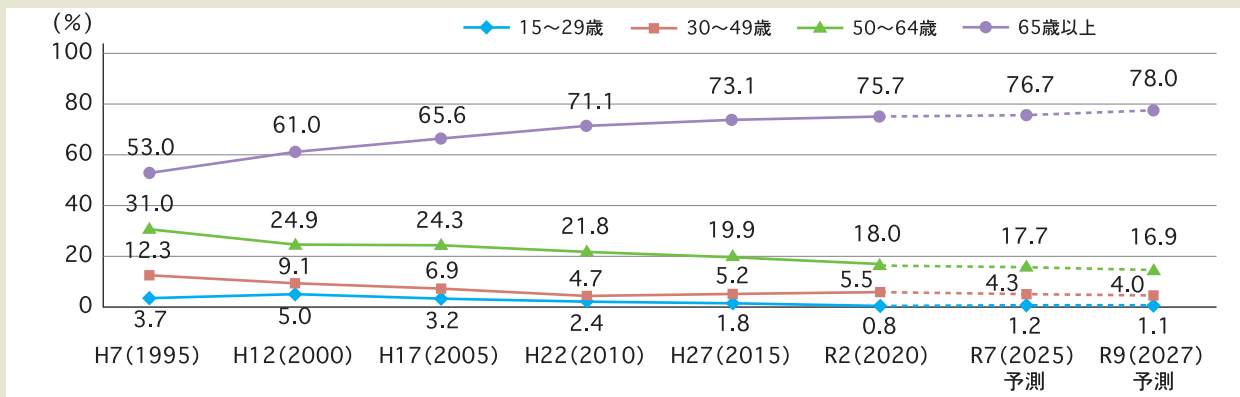


■農業就業人口（販売農家）の動向



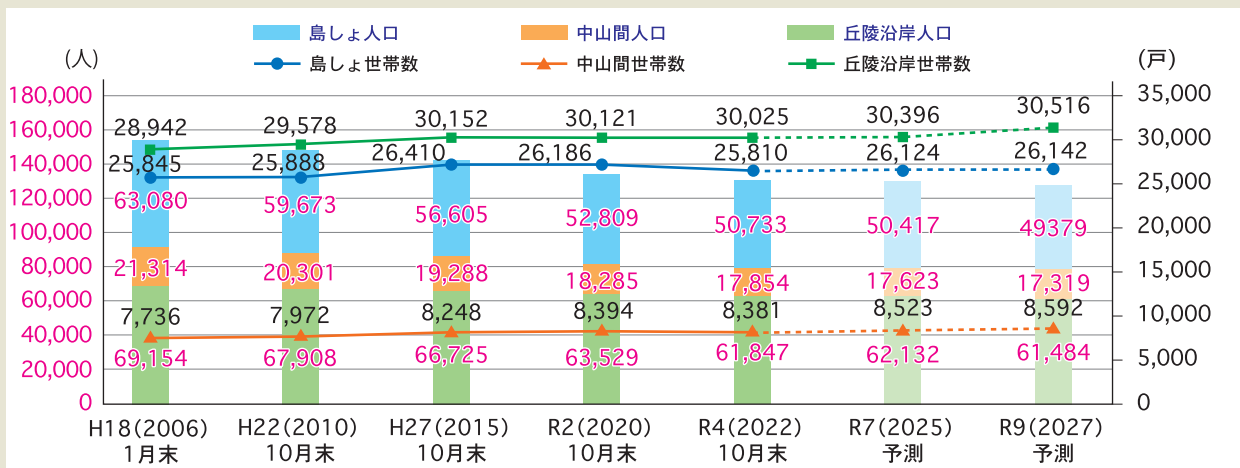
資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

■農業就業人口（販売農家）年齢別の動向



資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

■地域別人口と世帯数の動向



資料：住民基本台帳より加工（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

## 2 農業

### (1) 生産・供給

#### 現状

◎農業の生産力が低下しています。

主な※作物類型別作付面積の合計は、平成7(1995)年を基準に令和2(2020)年を見ると、2,378haから1,078haとなり約半減しています。

また、※規模別農家数を見ると、0.3から0.5haでは1,744戸から450戸となるほか、0.5から1.0haでは、1,418戸から421戸となり、いずれも著しく減少しています。

このままでは



- \* 農産物の作付面積の減少により、供給力の低下が懸念されます。
- \* 主な作物類型別作付面積の減少と農業者の減少により、農地の利用が低下し、耕作放棄地が増加するものと予測されます。

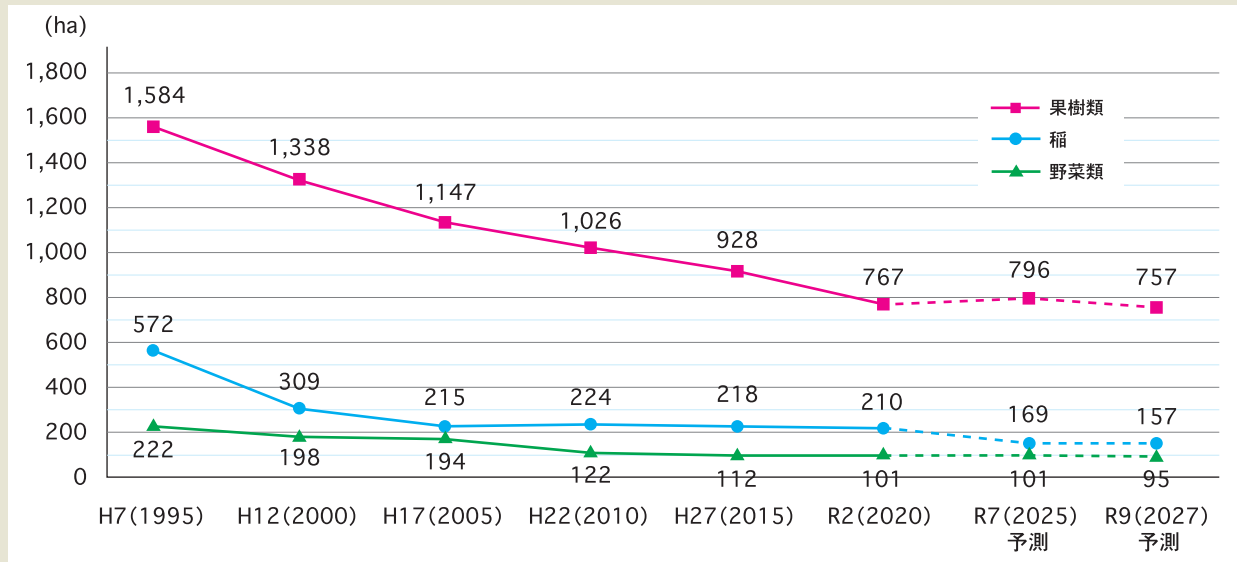
(P11参照)

#### 対応方針

- ▶※農業生産部会などへの積極的な支援により、※優良農地の利用拡大と産地化の推進。
- ▶消費者動向に対応した生産拡大の推進。
- ▶小規模・高収益農産物への転換。
- ▶※尾道ブランド農産物認証の啓発と推進。
- ▶担い手等による農地利用を進め、尾道産農産物の供給力向上を推進。

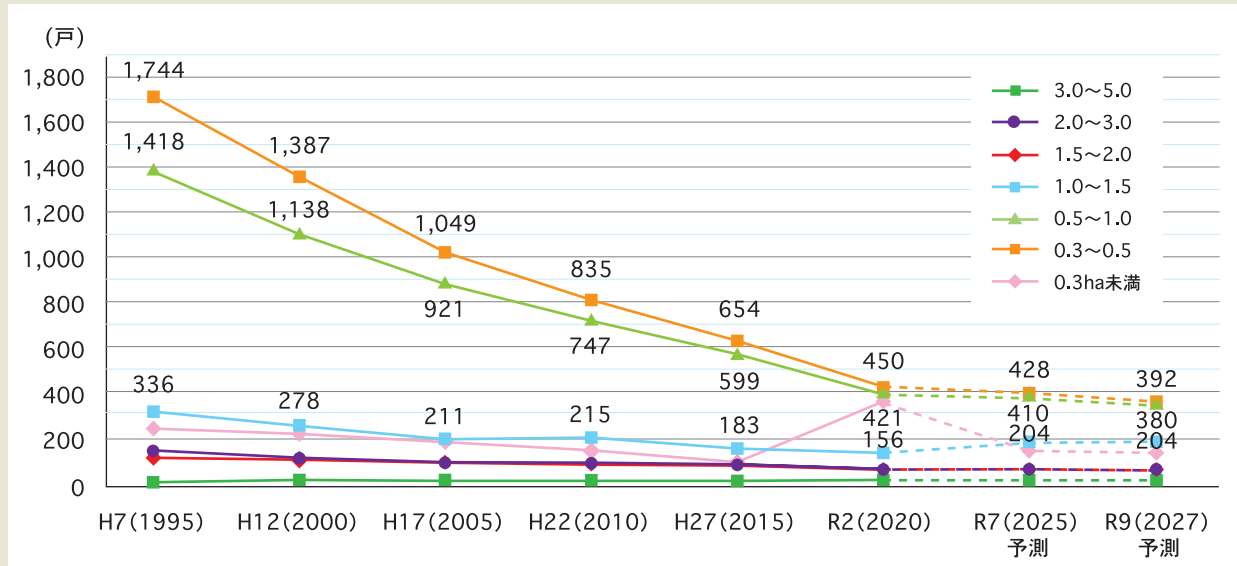


■主な作物類型別作付面積の動向



資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

■規模別農家数の動向



資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

## (2) 農家（農業従事者）

### 現状

- ◎農家戸数が減少しています。  
平成7(1995)年を基準に令和2(2020)年を見ると、全農家戸数は7,211戸から3,562戸に減少しています。中でも、\*販売農家数は、4,073戸から1,336戸に減少しています。
- ◎\*農業従事者の高齢化が加速しています。  
農業就業人口年齢別の動向を見ると、65歳未満は減少し、65歳以上は増加しています。(P13参照)
- ◎主・準主業農家が減少し、\*副業的農家が増加しています。  
平成7(1995)年を基準に令和2(2020)年を見ると、\*主業農家は24.7%から15.5%と減少しているほか、\*準主業農家は、24.5%から8.9%に減少しています。副業的農家は、50.8%から75.6%と増加しています。
- ◎\*農業後継者がいない傾向が進んでいます。  
後継者がいる農家数の全体では、平成27(2015)年と比べると約21.0%の減少がみられます。

このままでは



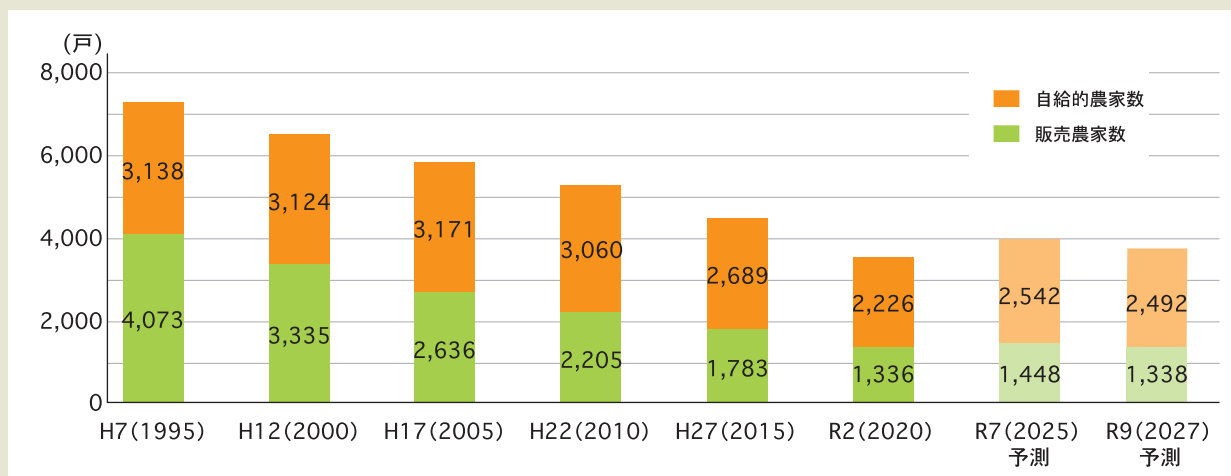
- \* 農業に従事する農家数は、さらに減少します。
- \* 農業従事者は、さらに高齢化が進みます。
- \* 農業を主に従事する農家は、減少する傾向が見られるほか、副業的農家が増加する傾向が見られます。
- \* 農業後継者は、今後も減少する傾向が見られます。

### 対応方針

- ▶ \*認定農業者の支援と新規就農者(\*農外企業等含む)等の経営の安定化と高度化を推進。
- ▶ \*U・I・Jターン者や\*定年帰農者の就農を推進。
- ▶ 消費者ニーズに対応した付加価値のある収益性の高い作物栽培への転換が必要。

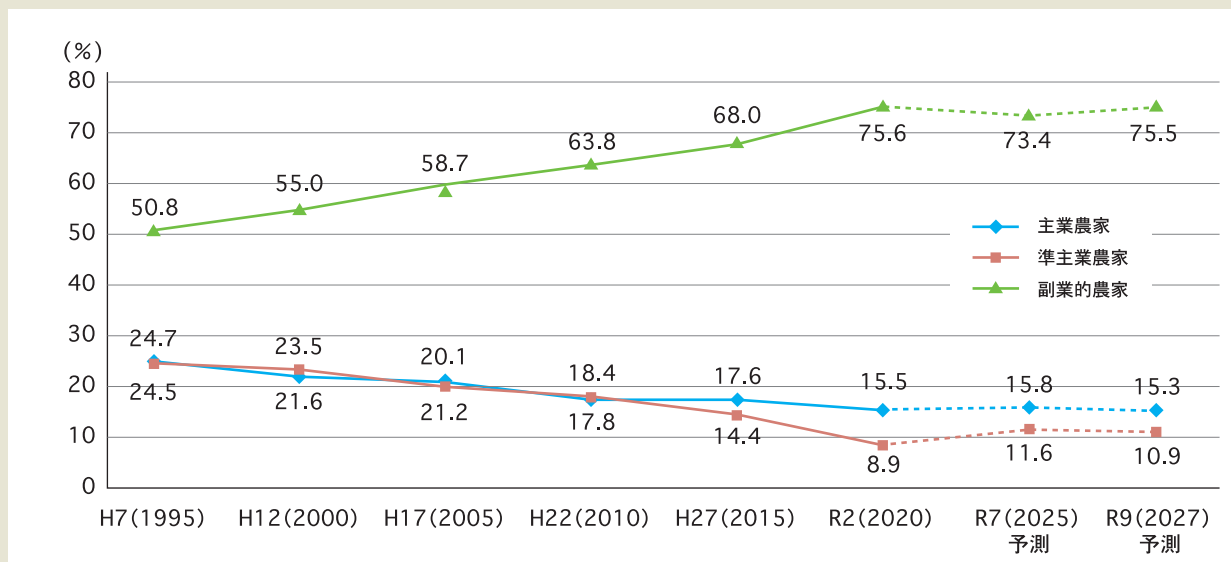


### ■販売農家数と\*自給的農家数の動向



資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

### ■主・準農家数及び副業的農家戸数の動向



資料：農林業センサス（予測値は、近似曲線の累乗近似式による）

### ■後継者の有無別経営体及び戸数

	後継者がいる	後継者がいない	備考
平成 27 (2015) 年	343	1,440	戸数
令和 2 (2020) 年	271	1,350	5年以内の経営体数

資料：農林業センサス

## 3 食料

### (1) 食農における市民意識

#### 現状

- ◎ 食の安全・安心に対する意識は高くなっています。  
農産物の購入は、令和4(2022)年を見ると尾道産農産物(約18.2%)や国産農産物(約45.5%)を中心に購入しています。その中でも国産農産物の購入が多く見られます。
- ◎ 平成20(2008)年から令和4(2022)年を見ると農業・農村における期待は、「新鮮な農産物・食料の供給」については、1.7ポイント減少しています。また、「子どもの教育に農地や農業を利用」が約13.0%から約15.5%に上昇していますが、「美しい景観、安らぎの空間の提供」では、約7.7%から約7.8%となり横ばい傾向が見られます。  
一方で「就農の場」では約8.9%から約4.7%、「自然・環境にやさしい農業(保全)」は、約22.1%から約20.2%となり、減少しています。

このままでは



- ◎ 地元農産物の認知度は、「知っている」、「一部知っている」において、約88.3%から約99.2%となり、認知されています。(消費者アンケート結果)

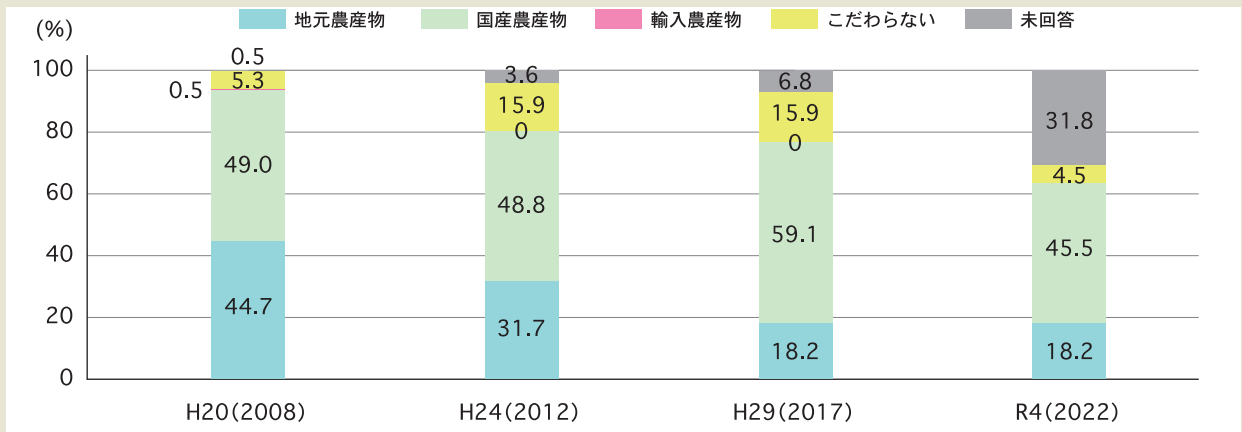
- \* 尾道産農産物の認知はされていますが、購入に対する意識は、あまり高くありません。
- \* 農村が「就農の場」としての期待については、低下傾向が見られます。

#### 対応方針

- ▶ さらに尾道産農産物の消費拡大に向けた取り組みの推進。
- ▶ 農に対する消費者ニーズに対応した受入体制や支援体制づくりの推進。
- ▶ 農業・農村の理解促進を進めるため、継続的に食に関する交流を促進

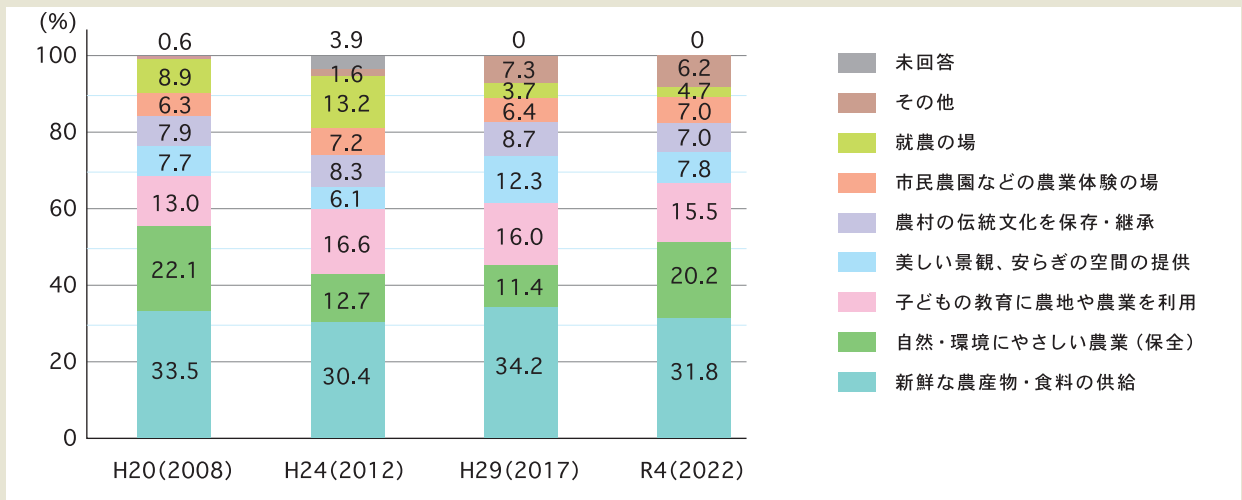


■農産物の購入優先産地の動向



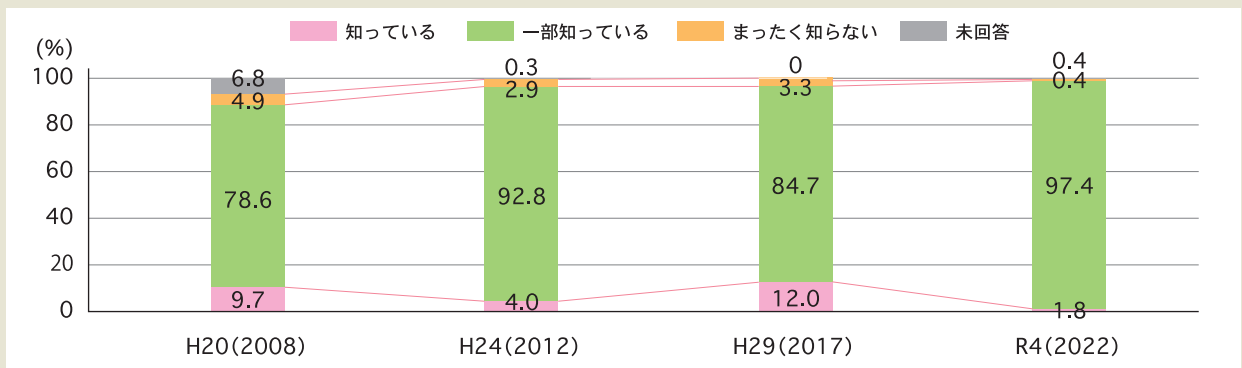
資料：消費者アンケート

■農業・農村への期待動向



資料：消費者アンケート（四捨五入により100%になりません）

■地元農産物の認知状況の動向



資料：消費者アンケート

## (2) 食料・消費

### 現状

◎農産物の購入先は、平成20(2008)年から令和4(2022)年を見ると、大小スーパーは、約62.0%から約57.3%に減少していますが、産地直売所については、約14.4%から約30.5%に増加しています。また、身近に直売所があった場合の利用は、約65.0%から約43.1%に低下していますが、「たまに利用する」を合わせると約90.2%（「利用する」約43.1%、「たまに利用する」約47.1%）の消費者が利用しています。

◎\*地産地消への取り組み認知度は、平成20(2008)年では、「よく知っている」、「少し知っている」を合わせると約81.5%ですが、令和4(2022)年では、約61.2%に低下しています。また、地産地消の取り組みにおいては、「学校給食への導入」が約27.3%から約46.7%と増えていますが、「食農体験」は、約18.2%から約4.4%と減少するほか、「親子料理教室」なども約13.6%から約11.1%と僅かに減少しています。

このままでは



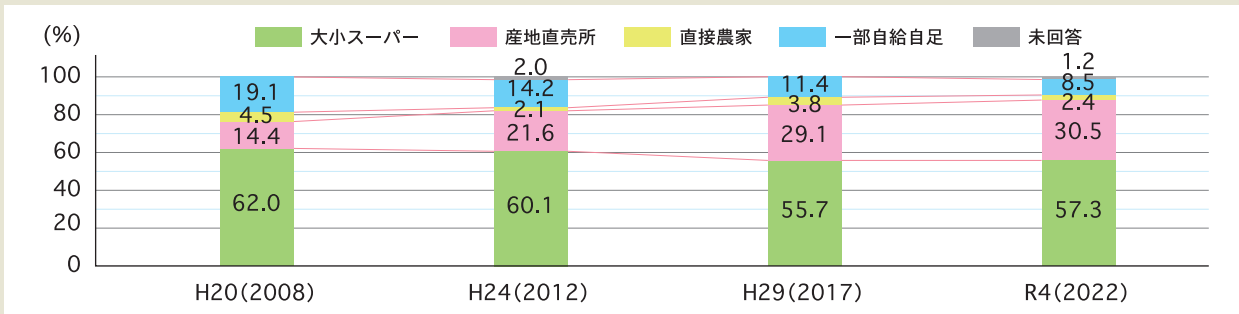
\*尾道産農産物の認知度と産地直売所の利用は高くなっていますが、消費者においては尾道産農産物による地産地消へのこだわりはなく、国産農産物として認識されている傾向が見られます。

### 対応方針

- ▶ 尾道産農産物の知名度と信頼度の向上のため、さらなる情報発信の推進。
- ▶ 農業体験(食べる・体験する・学ぶ)などにより地産地消の理解促進。
- ▶ 直売施設の農産物における消費者動向の情報発信。

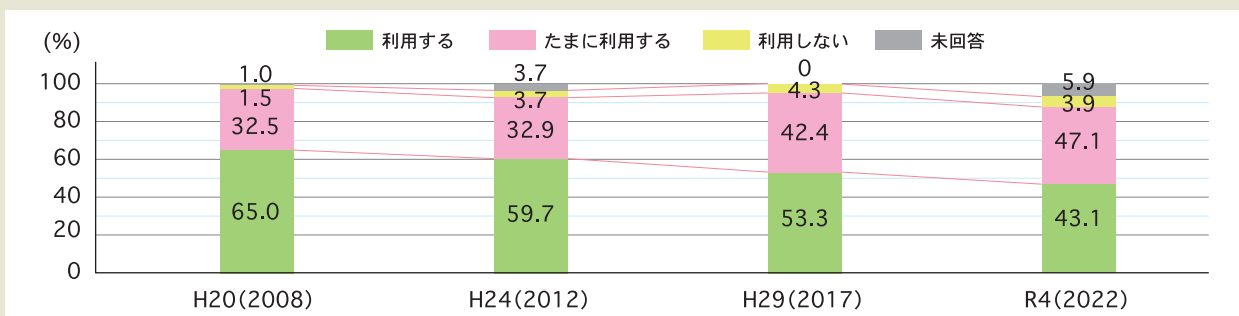


■農産物の購入先の動向



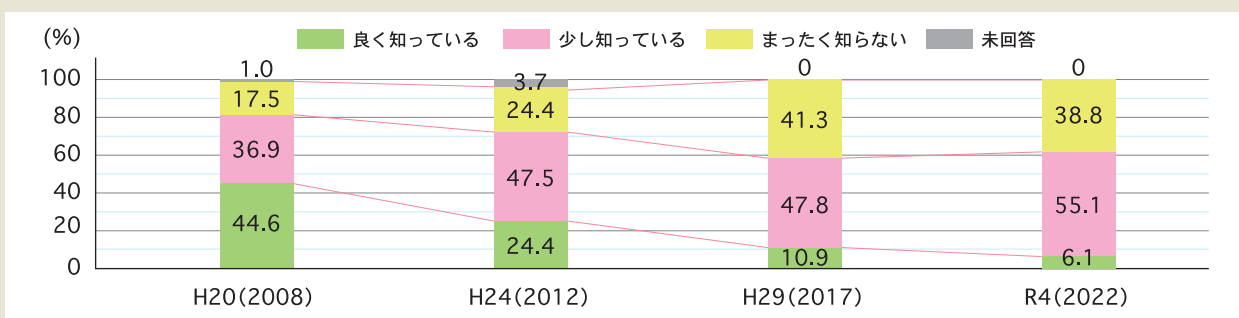
資料：消費者アンケート

■身近に農産物の直接購入場所があった場合の動向



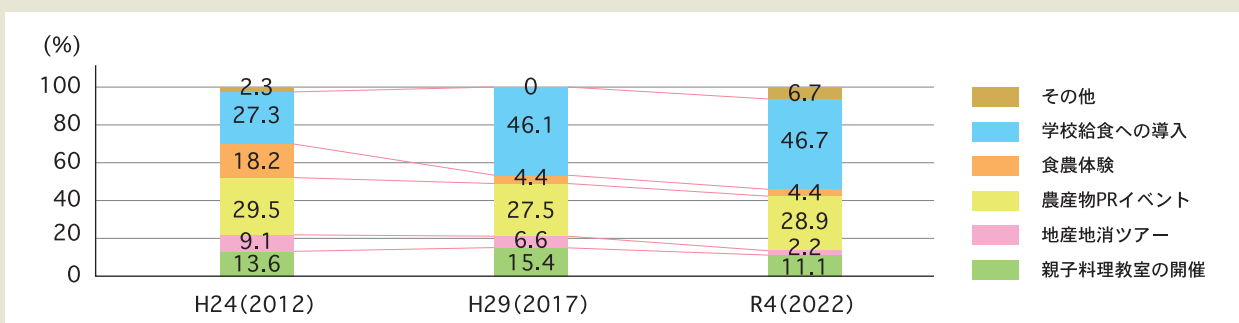
資料：消費者アンケート

■地産地消への取り組み認知度の動向



資料：消費者アンケート

■地産地消取組状況の動向



資料：消費者アンケート



## 第3章

# ビジョンの基本理念と施策の展開





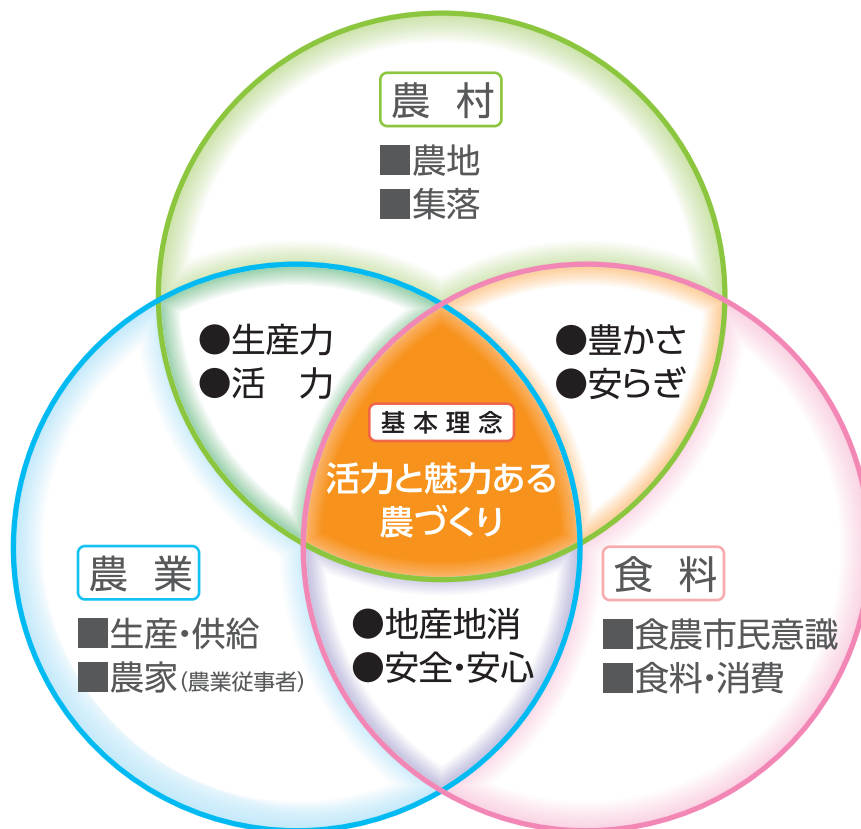
# 1 基本理念

本市は、中山間地域から丘陵沿岸地域、さらに島しょ部地域と、豊かな地形、温暖な気候を活かした地域性豊かな農業が展開されています。

近年の農業・農村・食料を取り巻く環境は、年々厳しくなり、農業収入の減少、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足、耕作放棄地の増加など、課題は山積しています。

このような状況のなか、尾道のブランド力を活かした農村集落への定住に視点を置き、県及び市内外から農業を通じた交流に軸足を置きつつ、多様な担い手と生産組織の育成を進めるものとします。

第3章では、本農業振興ビジョンにおける施策展開と新たな農業振興を示し、基本目標となる柱を整理しました。



## 農村・食料

農村は、豊かな自然環境に恵まれ、安らぎのある生活空間を提供しますが、主要な役割は、食料供給のための農業生産の場であることです。

農業生産による農地の維持管理は、国土の保全にも寄与しています。

しかし、農村は、高齢化や農業従事者の減少によって、農地の維持機能が低下しており、鳥獣被害の増加や耕作放棄地の拡大に繋がっています。

農業生産のしくみを見直し、農地を有効に利用し、食料を安定的に生産・供給する体制をつくることにより、活力ある農村は維持されます。

ポイントは、農業生産活動の維持による「豊かさ」と「安らぎ」のある農村の創出です。

＊都市農村交流なども活用し、「**農地の有効活用と集落の活性化**」を図ることが重要となっています。

柱 → 「むらをつくる」

## 農業・農村

農業が元気になることで、魅力ある農村が創出されます。

そのため、農業には、消費者ニーズに対応した安全・安心、高品質、新鮮といった豊かな農産物を供給できる生産力と、持続して生産する活力が必要となります。

農業・農村に共通するポイントは「生産力」と「活力」です。

効率的で持続的な農業経営は、組織的な農業経営体や、企業的な個別経営体が中核となりますが、小規模な農家においても、地域性豊かな農業が行われており、消費者ニーズに対応できる生産力を持っています。

このことから、様々な農業経営体の特性を活かした産地の育成や、地域農産物の振興を図ることが必要です。

一方、地域農業を支える担い手の育成が急務となっていますが、農家後継者の育成のみならず、U・I・Jターンや定年帰農者の就農も考慮する必要があります。

農業・農村においては、「**豊かな地域農産物の産地化と多様な担い手の育成**」が重要となっています。

柱 → 「農を育てる」

## 農業・食料

農業の主要な目的は、食料の安定供給ですが、食への信頼が揺らいでいる今日、消費者に対して食の安全・安心を提供することが重要となっています。

本市は、地元農産物を中心とした地産地消による「\*スローフードのまちづくり」に取り組んでおり、豊かな食生活を通して、農業への関心を高めることは、農業振興の重要な取り組みのひとつです。

また、将来を担う子どもたちへの食農教育を推進することで、農産物から農業、農村、環境への関心を高めていくことも大切です。

農業・食料に共通するポイントは、「地産地消」と「安全・安心」であり、「**地産地消の推進と食の安全・安心の確保**」が重要となっています。

柱

「食をまもる」



尾道市ふれあい市民農園

基本目標となる各柱に沿って施策を推進するためには、農業生産者だけではなく市民全体が共通の理念のもと、農業・農村・食料の総合的な取り組みを行うことが必要です。

★ 目指す方向

## 活力と魅力ある農づくり

～農村の活力を創出～

★ 柱と基本目標

むらをつくる

農地の有効活用と  
集落の活性化

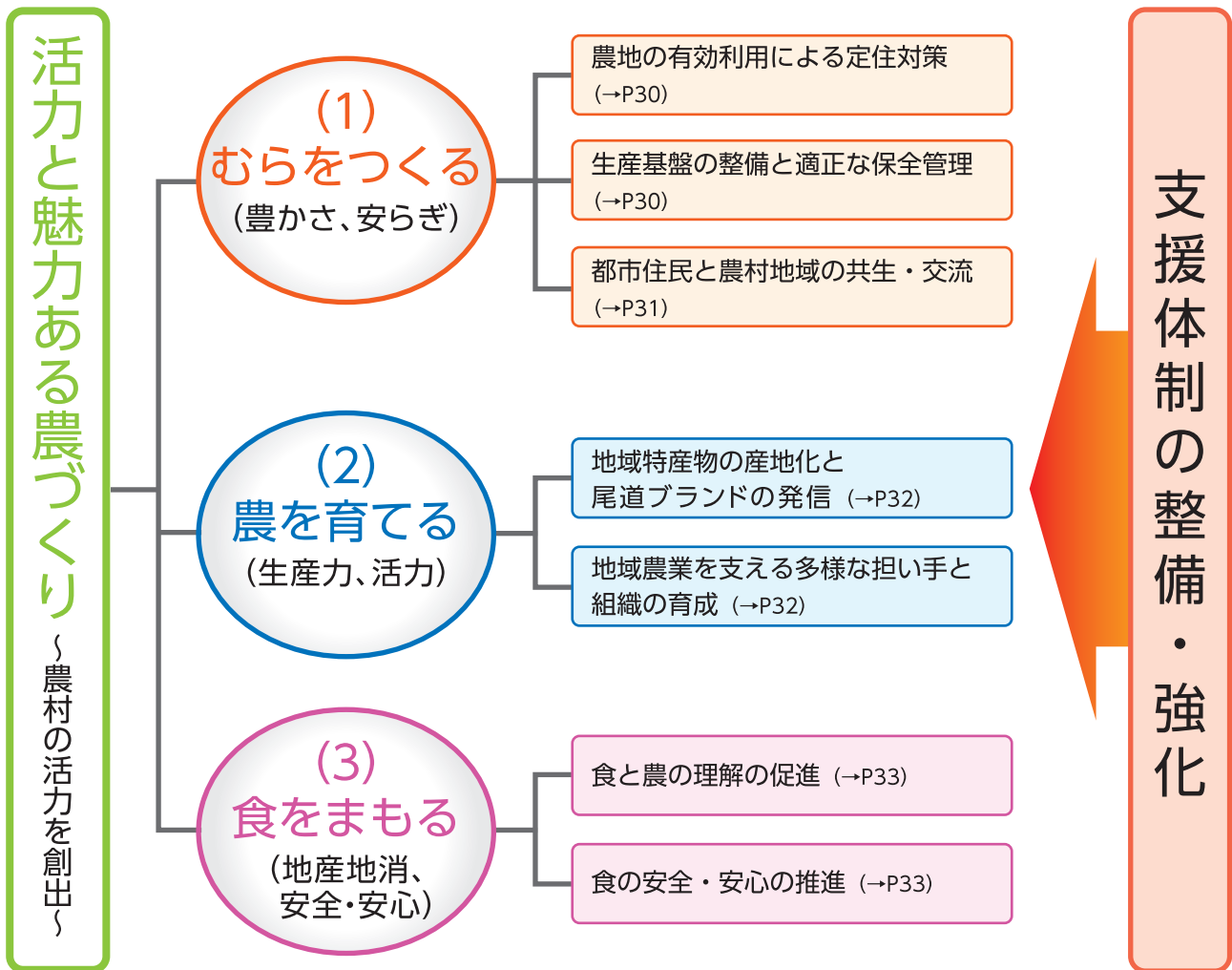
農を育てる

豊かな地域農産物の産地化と  
多様な担い手の育成

食をまもる

地産地消の推進と  
食の安全・安心の確保

## 尾道市の農業振興施策体系



農産物直売所「ええじゃん尾道」

## 2 施策の展開方向

これまでの施策展開は、農業・農村を取り巻く環境に対応するため、新規就農者や地域の中心的経営体などにおける担い手の育成・確保に取り組んできました。

引き続き担い手の育成・確保の施策に取り組むとともに、集落の活性化等、新たな課題に対応した農業振興施策について、具体的な方向性を示します。

### (1) 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)

\*集落の維持管理機能が低下するなか、農村環境の安定的な保全が求められています。魅力ある農業と豊かな農村の情報発信と農地・施設の適切な保全に取り組むことで、農業・農村が都市住民の安らぎの空間となり\*集落営農の持続的安定に繋がります。

#### 農地の有効利用による定住対策

農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物の価格低迷などにより、経営耕地面積は減少傾向にあり、今後も耕作放棄地の増加が予測されます。

このため、\*農業委員会や\*農地中間管理機構を活用し、意欲ある農業者や\*新規就農者、農業参入法人などに農地情報を提供し、農地の利用を活性化させます。

併せて、地域の特性に合わせて産地育成に取り組むことにより、新規就農者の参入や耕作放棄地等の解消と継続的な農地の利用を目指します。

また、農地や農道・水路・ため池など農業用施設の適正な保全管理を行う地域活動の取り組みを推進します。

#### 生産基盤の整備と適正な保全管理

高齢化や担い手不足などにより、農地や農業用施設等の維持管理機能の低下と鳥獣被害とが相まって、農地の耕作放棄が進んでいます。

農業生産の基盤である農地や農道・水路・ため池などの適正な管理と鳥獣対策を推進することで、集落機能の向上と耕作放棄地の抑制・解消に努めます。生産基盤の整備を進め、企業的な農業経営の育成を推進します。

## 都市住民と農村地域の共生・交流

農村の文化や景観などの情報を発信することにより、尾道産農産物の購入はもとより、農村地域との交流の促進に努めます。

都市住民の交流や定住の場として、\*グリーン・ツーリズムや援農支援を通し、農村の食や伝統文化の体験など、農村の魅力を発信し、農村地域での交流や滞在を促し、都市住民の受入体制組織の育成と、農村と農業の活性化のための取り組みを推進します。



## (2) 「農を育てる」(生産力、活力)

地域農業の次世代を担う農業従事者の確保による産地の活性化と、農業の収益性を高めることが重要です。農業従事者とともに生産組織の育成、強化を支援することで収益性の高い農業を推進します。また、\*スマート農業技術等を活用することで農作業の省力化を進めます。

### ● 地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信 ●

農産物が安定的に供給できる生産力を確保し、それを維持していくために地域特産物の産地化を推進します。産地における技術の習得、高品質化、安定的生産量を確保できる体制づくりと産地力強化を支援します。

尾道の優れた農産物を「\*尾道ブランド農産物」に認証することで、ブランド力を高め、販売拡大と産地の育成、強化に取り組みます。

また、信頼される農産物の生産を進めるため、\*GAP(Good Agricultural Practice)や\*特別栽培農産物、\*環境保全型農業など環境にやさしい農業への取り組みを推進、支援します。

### ● 地域農業を支える多様な担い手と組織の育成 ●

地域農業の次世代を支える多様な担い手を育成するため、JA\*農業塾や\*援農制度などを活用し、新規就農者の育成・支援に取り組みます。

地域の中心的経営体である認定農業者や新規就農者の経営の高度化を支援するとともに、定年帰農者や高齢・女性農業者、生産部会等多様な農業者の育成・支援に取り組みます。

スマート農業技術など新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を推進します。

尾道産農産物の付加価値の向上、経営の多角化と安定を目指し、農業者や生産組織等が自ら取り組む\*6次産業化を支援、推進します。

### (3) 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)

食を通し、農業の活性化を推進します。市民をはじめ市外の住民に対して、尾道産農産物の魅力を発信することにより、農業の活性化はもとより、集落への定住に繋がるよう取り組みます。

#### 食と農の理解の促進

小・中学校やJA等での\*食育・\*食農体験学習を通じ、都市住民との農業交流につながる取り組みを推進します。

食と農の理解を深めるため、指導者等の育成により、魅力ある食と農の発信に取り組みます。

尾道産農産物の消費と理解拡大のため、産地直売所などにおける地産地消の取り組みや、学校給食での利用をJAや教育機関などと連携して推進します。

#### 食の安全・安心の推進

生産から消費者に至る安全・安心対策の取り組みを進め、尾道産農産物の信頼向上を目指します。

県やJAの取り組みと連携を強化し、生産組織等によるGAP(農業生産工程管理)の取得や特別栽培農産物、環境保全型農業などへの取り組みを支援します。

尾道産農産物の安全・安心・新鮮・高品質を情報発信し、尾道産農産物の信頼と付加価値を高める取り組みを検討します。



## 3 具体的な将来像

### (1) 「むらをつくる」(豊かさ、安らぎ)

#### ▶ 農地の有効利用による定住対策

優良農地を中心に、新規就農者や多様な担い手による農地の利用促進を図ります。

また、魅力ある農村を維持するため、農業体験や都市農村交流の場として、農地の地形・条件に応じた取り組み、集落の活性化や耕作放棄地の抑制に努め、農村への定住対策を図ります。

#### 主な 取り組み

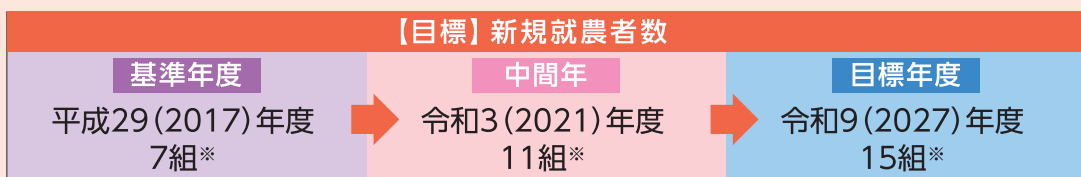


- ▷ 耕作放棄地等の農地の有効利用を推進
- ▷ 農業委員会や農地中間管理機構との連携により、担い手等への農地の集積を推進
- ▷ 体験農園など集落全体で農地の多様な利用を推進
- ▷ 農地や営農、生活環境など、就農や定住に必要な情報の発信提供



#### ～将来像～

- ★ 農地条件にあった有効利用が進み、耕作放棄地等が減少
- ★ 新規就農者や担い手などが増加するとともに、集落への定住者が増加
- ★ 体験農園などが交流の場となり、市民の滞在が増加



※市調べ

## ▶ 生産基盤の整備と適正な保安全管理

農業生産の効率化を図るため、農地や農道、水路などの生産基盤と機能の適正管理を引き続き推進します。

あわせて、企業的な農業経営による農地の有効利用と生産性の高い農業を目指します。

また、農地や農道、水路、ため池など施設の適正な管理をするための地域活動を推進します。

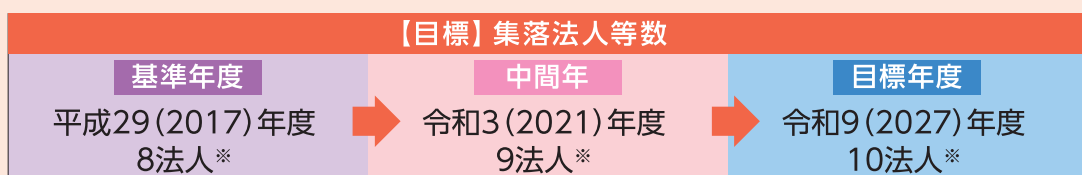
### 主な 取り組み

- ▶ 生産基盤の整備と耕作放棄地等の抑止と解消を推進
- ▶ 農業委員会や農地中間管理機構との連携により、担い手等への農地の集積を推進
- ▶ \*日本型直接支払制度の活用による農地・施設の適切な管理など集落全体での取り組みを推進
- ▶ 地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を推進



### ～将来像～

- ★ 農地の集積が進み、大規模経営による農業経営の生産性が向上
- ★ 企業的な経営により、地域農業を支える担い手の確保・定住
- ★ 集落活動が維持され、農地や施設、景観など多面的な機能の保全



※市調べ

## ▶ 都市住民と農村地域の共生・交流

農村の魅力を伝えるため、農業体験による交流活動により、農村の活力やにぎわいへと繋げ、地域振興を図ります。

### 主な取り組み



- ▷ 都市住民参加による農業体験活動の推進
- ▷ 農村の交流施設の利用促進
- ▷ 食や伝統文化など、交流体験情報の発信と受け皿組織の育成
- ▷ 農家以外の住民が、農村で農業に取り組みながら生活するスタイルの確立（\*アグリ・ファームライフ）



### ～将来像～

- ★ 地域農業の魅力や農業への理解促進に繋がる
- ★ 農村地域の魅力を感じ、農村地域の交流人口が増加
- ★ 農村地域が活性化し、活気ある農村が実現
- ★ 交流組織が誕生し、集落営農が活性化
- ★ グリーン・ツーリズムによる農村の活性化



※市調べ

## (2) 「農を育てる」(生産力、活力)

### ▶ 地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信

農産物の生産力を向上させ、安定供給による地域特産物の産地化を推進します。  
また、尾道のブランド力を発信することで、付加価値を高め農業所得の向上を目指します。

#### 主な 取り組み



- ▷ 農業生産部会等との連携を図り、尾道産農産物の生産拡大を図る
- ▷ 尾道ブランド農産物の育成・拡大を推進
- ▷ 尾道産農産物の信頼度を高めるため、GAP(農業生産工程管理)や特別栽培農産物、環境保全型農業など、環境にやさしい農業の取り組みを推進
- ▷ 生産基盤の整備(畑地など)



#### ～将来像～

- ★ 尾道産農産物のブランド力が向上
- ★ 尾道ブランド農産物の発信により、産地化が進み、安定した収入の確保
- ★ 担い手が増加し、生産組織の強化と地域農業が活性化



#### 【目標】※尾道ブランド農産物認証数



※市調べ

## ▶ 地域農業を支える多様な担い手と組織の育成

地域農業を継承するため、多様な担い手の育成と組織的な営農に取り組みます。あわせて、スマート農業技術等を活用することで農作業の省力化を進めます。また、農村集落への担い手の定着を推進します。農業者や生産組織など、自らが行う6次産業への取り組みを推進します。

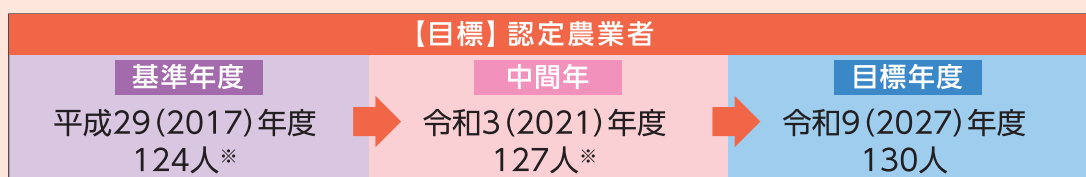
### 主な取り組み



- ▶ 多様な担い手の育成のために、U・I・Jターン者や定年帰農者などの就農を支援
- ▶ スマート農業技術等の次世代技術を活用した地域農業を支える仕組みづくりを推進
- ▶ 農業委員会や農地中間管理機構との連携による\*農地情報の提供（ひろしま農業応援ガイド、市ホームページ）
- ▶ 認定農業者等、地域の中心的経営体の経営の高度化への支援

### ～将来像～

- ★ 認定農業者等が地域農業をけん引
- ★ 新規就農者や定年帰農者など次世代を担う多様な担い手が増加
- ★ スマート農業技術等の活用により、効率化や省力化した営農による企業の経営体が増加



※市調べ

### (3) 「食をまもる」(地産地消、安全・安心)

#### ▶ 食と農の理解の促進

JAや教育機関等での食育や食農体験事業を通じて、都市住民との交流を促進し、食への理解による尾道産農産物の利用拡大と尾道の農業・農村の活性化に取り組みます。

また、食農等の指導者を育成し、食を通じた尾道の食と農の魅力を発信します。

#### 主な 取り組み



- ▷ 食育・食農を推進するための指導者等の育成を推進
- ▷ 食農体験など市民と農業者の交流を推進
- ▷ 尾道産農産物の市内外への情報発信を推進
- ▷ 尾道産農産物の学校給食への取り組みを推進



#### ～将来像～

- ★ 学校給食での尾道産農産物の利用が拡大
- ★ 食の情報発信により、尾道産農産物の消費が拡大
- ★ 食育・食農体験を通じた交流により、食と農の理解が深まる
- ★ 尾道産農産物の市民への理解が広がり、消費が拡大



#### 【目標】尾道産農産物の学校給食の利用率



※市調べ

## ▶ 食の安全・安心の推進

生産から消費に至る安全・安心対策の取り組みを進め、消費者が求める安全・安心な農産物づくりを県やJAと連携して推進します。

### 主な 取り組み



- ▷ 尾道ブランド農産物の信頼を高めるため、GAP（農業生産工程管理）や特別栽培農産物、環境保全型農業などの取り組みを支援（JAと連携支援）
- ▷ 尾道産農産物の安全・安心と魅力の発信のための\*アンテナショップの活用
- ▷ \*トレーサビリティへの取り組みを推進（\*県の認証制度やJAの生産履歴などの取り組みの啓発）



### ～将来像～

- ★ 安全・安心な尾道産農産物の生産及び供給により、農家と消費者の信頼関係が向上
- ★ 尾道産農産物の消費拡大により、農業者の生産意欲と所得が向上



※市調べ

## 具体的な将来像を達成するための目標一覧

### (1) 「むらをつくる」

施策の展開方向	目標項目	基準年	中間年	目標
農地の有効利用による定住対策	新規就農者数	平成29(2017)年度 7組	令和3(2021)年度 11組	令和9(2027)年度 15組
生産基盤の整備と適正な保安全管理	集落法人等数	平成29(2017)年度 8法人	令和3(2021)年度 9法人	令和9(2027)年度 10法人
都市住民と農村地域の共生・交流	市民と農業者等交流活動数	平成29(2017)年度 16事業	令和3(2021)年度 17事業	令和9(2027)年度 上向き

### (2) 「農を育てる」

施策の展開方向	目標項目	基準年	中間年	目標
地域特産物の産地化と尾道ブランドの発信	尾道ブランド農産物認証数	平成29(2017)年度 3品目	令和3(2021)年度 7品目	令和9(2027)年度 10品目
地域農業を支える多様な担い手と組織の育成	認定農業者	平成29(2017)年度 124人	令和3(2021)年度 127人	令和9(2027)年度 130人

### (3) 「食をまもる」

施策の展開方向	目標項目	基準年	中間年	目標
食と農の理解の促進	尾道産農産物の学校給食の利用率	平成29(2017)年度 10.4% (H28年度実績)	令和3(2021)年度 8.6% (R2年度実績)	令和9(2027)年度 上向き
食の安全・安心の推進	GAP等取得数	平成29(2017)年度 9件	令和3(2021)年度 13件	令和9(2027)年度 18件



## 第4章

# ビジョンの実現に向けて



## 1 ビジョンの実現に向けた関係者の役割

ビジョンの実現のためには、市民、農家、流通業者、農業関係団体及び行政が、それぞれの役割でビジョンの実現に向けて行動することが重要です。

このことから、実行性のある行動とするためにそれぞれの役割を以下に示します。

### 市民 (消費者)

- 地産地消の良き理解者、実践者
- 農業・農村での余暇活動、農業体験、農家との交流者

### 農家 (生産者)

- 消費者ニーズに対応した尾道産農産物の信頼を高める生産者
- 耕作放棄地の解消と農地を有効に活用する活動者
- 農村の景観を維持する実践者
- 都市との交流を進め、農業・農村の魅力を伝える発信者
- 定住促進の協力者

### 流通業者

- 消費者と農家を結ぶ橋渡し役
- 尾道産農作物の流通情報を公開し、安全・安心を届ける実践者

### 農業関係 団体

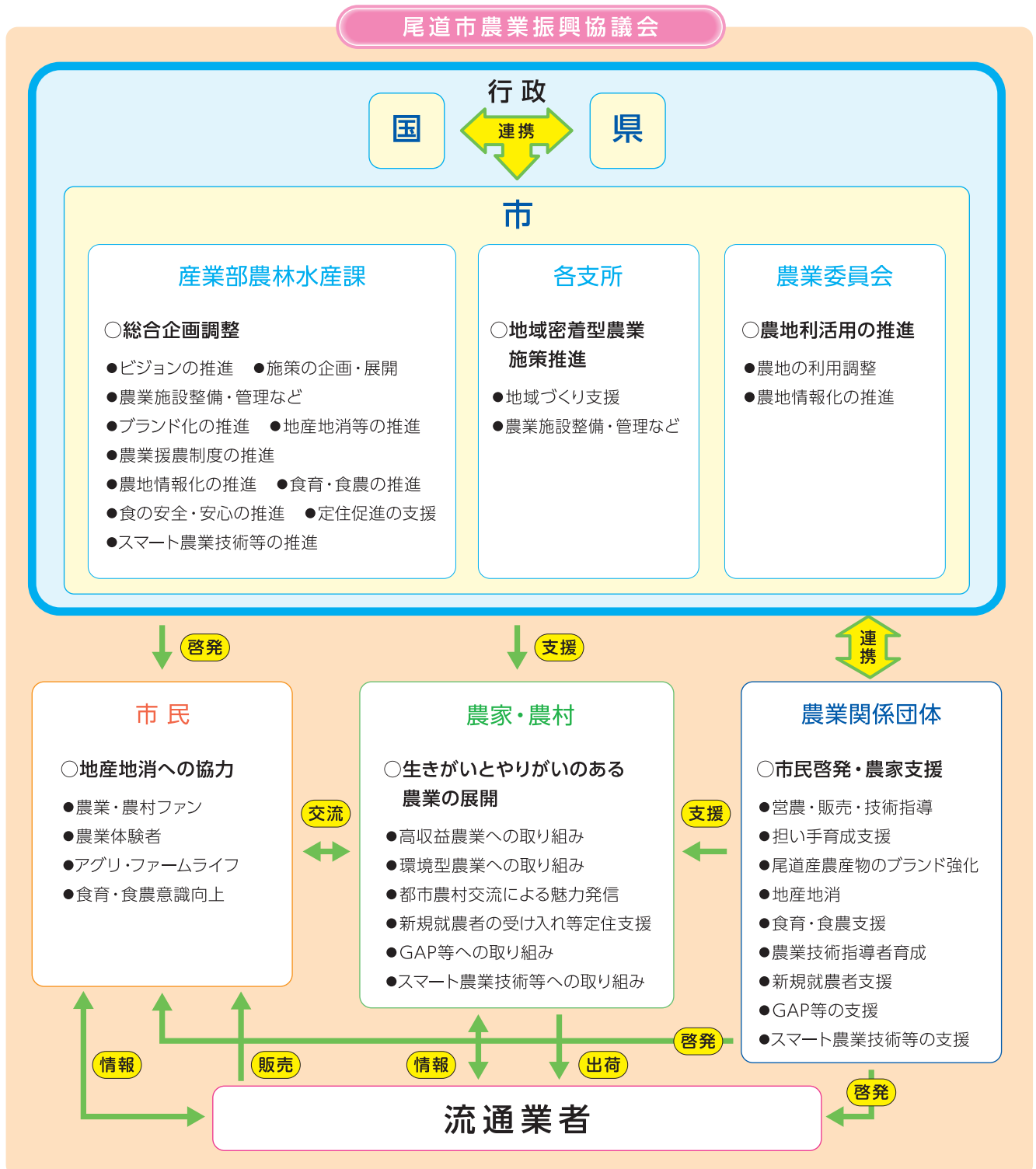
- 農家や集落とともに担い手の育成や生産体制づくりを支援する組織
- 営農指導、購買販売事業、\*共済事業等による農家支援組織
- 就農支援組織

### 行政

- 農業振興ビジョンの実現に向け、アクションプランの作成、関係機関・団体との調整・連携を図り着実な施策を推進
- 担い手や新規就農者の育成・支援、農地対策、農業経営対策など多様な農業振興施策を展開
- 市民の「食」と「農」の理解促進
- 定住対策などの農村地域の活性化に関する施策の推進

## 2 推進体制

尾道市農業振興ビジョンの推進にあたっては、関係機関・団体との連携強化を図ることが重要となっています。このことから、「尾道市農業振興協議会」を設置しています。



## 3 進行管理

### (1) 数値目標の設定と5年後の実績の評価

農業振興ビジョンでは、これまでの施策展開における中間検証を行い、目標年次となる令和9(2027)年度に向けた残り5年間における数値等の目標を設定しています。

これら数値等の目標は、令和10(2028)年度において実績及び評価を行うとともに、農業を取り巻く情勢に即した新たな農業振興ビジョンに向けた取り組みを予定しています。

### (2) 市民への情報公開

今後5年間の実績の評価などについては、「広報おのみち」などで広く市民へ情報を開示し、必要に応じて意見を求めます。



## 第5章

## 参考資料



# 1 尾道市の現状

## ■人口と世帯の動向

旧市町区分	平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年		令和4(2022)年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
尾道市	90,873	35,185	88,569	35,787	88,012	39,382	82,354	35,637	81,762	39,343
因島市	26,677	10,903	25,430	10,978	24,309	11,904	21,714	10,248	21,449	11,472
瀬戸田町	9,062	3,627	8,747	3,723	8,459	4,028	7,587	3,618	7,606	4,010
御調町	7,839	2,532	7,555	2,502	7,152	2,985	6,426	2,405	6,301	2,960
向島町	15,774	5,885	14,901	5,782	14,686	6,511	13,089	5,611	13,316	6,431
合計	150,225	58,132	145,202	58,772	142,618	64,810	131,170	57,519	130,434	64,216

※資料：国勢調査H17～R2、住民基本台帳R4年10月31日付け

## ■産業別 15歳以上就業者数の動向

区分	平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
第1次産業	6,185	5,587	3,714	3,592	2,972
農業	5,636	5,212	3,440	3,371	2,783
林業	34	7	36	34	44
漁業	515	368	238	187	145
第2次産業	24,455	23,274	21,308	20,209	19,607
第3次産業	42,393	41,417	39,345	38,946	38,136
分類不能	234	491	2,324	1,212	1,106
合計	73,267	70,769	66,691	63,959	61,821

※資料：国勢調査

## ■農業構造の概要

項目	平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
総農家数(戸)	6,459	5,807	5,265	4,472	3,562
販売農家総数(戸)	3,335	2,636	2,205	1,783	1,336
専業農家	1,129	1,052	990	873	-
第1種兼業農家	339	245	191	149	-
第2種兼業農家	1,867	1,339	1,024	761	-
自給的農家(戸)	3,124	3,171	3,060	2,689	2,226
農家人口(販売農家)	12,717	9,330	7,233	5,368	4,274
経営耕地面積(ha)	2,852	2,394	2,154	1,389	1,268
耕作放棄地面積(ha)	699	1,383	1,454	1,477	-

※資料：農林業センサス(R2年耕作放棄地面積は記載なし)

## ■年齢別 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員数)(販売農家)

項目	計(人)	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成12(2000)年	6,158	206	102	179	380	721	812	3,758
平成17(2005)年	4,739	94	59	91	235	578	573	3,109
平成22(2010)年	3,720	50	38	52	123	381	432	2,644
平成27(2015)年	2,904	25	26	59	93	230	349	2,122
令和2(2020)年	2,431	-	19	39	95	199	239	1,840

※資料：農林業センサス

■経営耕地面積規模別 経営体数（家族経営）

単位：経営体

項目	計(経営体数)	0.3ha未満	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	10.0~100.0ha以上
平成12(2000)年	3,335	246	1,387	1,138	278	121	133	31	1	-
平成17(2005)年	3,236	788	1,049	923	211	109	112	39	2	3
平成22(2010)年	2,680	625	837	749	217	98	111	36	2	5
平成27(2015)年	2,220	543	654	600	184	98	98	34	4	5
令和2(2020)年	1,621	394	450	421	156	75	83	30	7	5

※資料：農林業センサスH12は、農家戸数

■農林業経営体数

単位：経営体

項目	農林業経営体		農業経営体			林業経営体		
	農林業経営体	組織経営体	農業経営体	組織経営体	家族経営体	林業経営体	組織経営体	家族経営体
平成17(2005)年	3,243		3,236		3,217	35		32
平成22(2010)年	2,701		2,696		2,667	47		45
平成25(2015)年	2,240	38	2,235	36		26	2	
令和2(2020)年	1,625	33	1,621	32	1,589	5	1	4

※農業・林業経営体は、いずれも両経営体があるため、合計が農林業経営体とは一致しない。

※資料：農林業センサス

■農産物販売金額規模別 経営体数（農業経営体のうち家族経営）

単位：経営体

項目	合計	販売なし	50万円未満	50~100万円	100~200	200~300	300~500	500~700	700~1,000	1,000~1,500	1,500~2,000	2,000~3,000	3,000~5,000	5,000~1億	1~3億	3~5億	5億以上
平成12(2000)年	3,335	305	1,158	615	436	246	229	145	109	65	16	7	4				
平成17(2005)年	2,636	286	790	500	395	200	209	108	91	45	3	5	2	2			
平成22(2010)年	2,696	273	1,115	445	326	170	159	73	81	30	7	5	3	5	2		2
平成27(2015)年	2,235	285	868	337	268	152	132	78	61	29	9	5	2	3	3		3
令和2(2020)年	1,621	181	489	279	354		121	132		50		7	3	2		3	

※資料：農林業センサス、H12は戸数

■尾道市認定農業者の推移（平成25年度から）

		平成25(2013)年	平成26(2014)年	平成27(2015)年	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年	令和3(2021)年
認定農業者数（年度末）		114	115	115	123	124	131	128	130	127
新規認定	総数	4	4	3	9	7	8	9	6	1
	尾道地区				3	1	1	1		
	御調地区				1	1	1	1	1	1
	向島地区	1	1					3	1	
	因島地区		2		1	1	2	2		
	瀬戸田地区	3	1	3	4	4	1	4	5	
再認定	総数	9	24	18	23	25	12	19	22	28
	尾道地区		4	3	2	2		4	1	3
	御調地区	4		1	1	1	4		2	1
	向島地区		3	1		1	1	3	1	
	因島地区	3	4		7	4	3	4		7
	瀬戸田地区	2	13	13	13	17	4	8	18	17
未認新等	総数	1	3	3	1	6	0	8	3	4
	尾道地区		1			1			1	2
	御調地区	1								
	向島地区		1					1		
	因島地区					2		2		1
	瀬戸田地区		1	3	1	3		5	2	1

## 2 アンケート結果

### (1) アンケートについて

#### ■目的

平成30(2018)年度において策定した農業振興における基本計画(農業振興ビジョン)は、まもなく5年が経過しようとしています。

本市は、山間地域から沿岸地域、多くの島々により、地域性豊かな農産物が多く栽培されています。

このことから、改めて地元農産物に対する理解と、安全・安心の「尾道ブランド」を推進するほか、今後の農業行政の参考とするためアンケート調査を実施しました。特に、消費者においては、尾道産農産物への認識がどこまで進んでいるのかを確認するほか、生産者においては、農地の維持管理を中心に今後の方向性などを確認しました。

#### ■対象

市内に住所を有する18歳以上(消費者、生産者)を対象に無作為抽出としました。また、認定農業者と市外在住者にも実施しました。

対象市域	対象者	対象年齢	配布数
市 内	消費者	18歳以上	150人
	生産者	18歳以上	150人
	認定農業者	18歳以上	125人
市 外	尾道市に興味のある方	なし	制限なし

#### ■実施方法

消費者へのアンケートは、住民基本台帳とするほか、生産者へのアンケートは、農家基本台帳により無作為に抽出を行うとともに、認定農業者全員へ郵送により配布回収しました。

なお、市外在住者へのアンケートは、尾道市のホームページに記載を行い、無作為アンケートとしました。

#### ■実施期間

市内を対象とする「消費者」、「生産者」、「認定農業者」

▶令和4(2022)年7月1日～8月10日

市外を対象とする「消費者」

▶令和4(2022)年7月1日～8月31日

### ■回答者の地域区分と回収率

地区	区分	消費者			生産者			全体		
		発送数	返信数	回収率	発送数	返信数	回収率	発送数	返信数	回収率
御調、美ノ郷、木ノ庄、原田	中山間地域	15	4	26.7%	45	24	53.3%	60	28	46.7%
久保・山波、土堂・長江、栗原、吉和、日比崎、高須・西藤、浦崎・百島	丘陵沿岸地域	75	27	36.0%	30	10	33.3%	105	37	35.2%
向東、向島、因島北・南部、生口島	島しょ部地域	60	18	30.0%	75	33	44.0%	135	51	37.8%
地区未回答									0	
合計		150	49	32.7%	150	67	44.7%	300	116	38.7%

地区	区分	認定農業者		
		発送数	返信数	回収率
御調、美ノ郷、木ノ庄、原田	中山間地域	15	12	80.0%
久保・山波、土堂・長江、栗原、吉和、日比崎、高須・西藤、浦崎・百島	丘陵沿岸地域	6	0	0.0%
向東、向島、因島北・南部、生口島	島しょ部地域	104	57	54.8%
地区未回答			5	
合計		125	74	59.2%

### 《市外在住者》

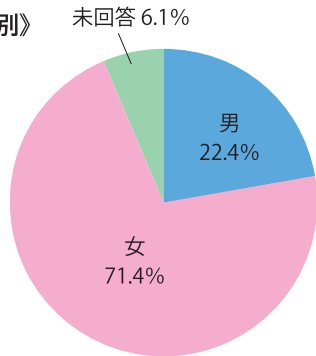
回答住所	回答数	回答率
中国地方	0	0.0%
関西地方	2	100.0%
中部地方	0	0.0%
関東地方	0	0.0%
東北地方	0	0.0%
北陸地方	0	0.0%
北海道地方	0	0.0%
四国地方	0	0.0%
九州地方	0	0.0%
合計	2	100.0%

## (2) アンケート調査結果

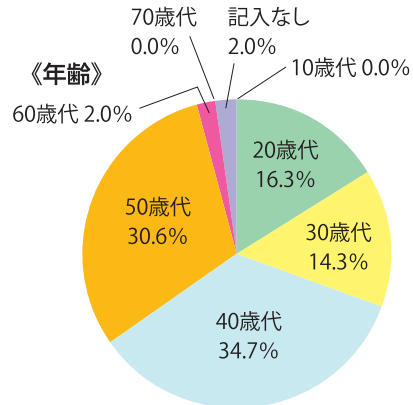
### ① 市民アンケート（消費者）

#### ■回答者の性別、年齢

《性別》



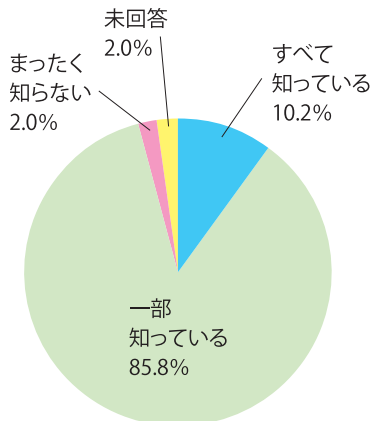
《年齢》



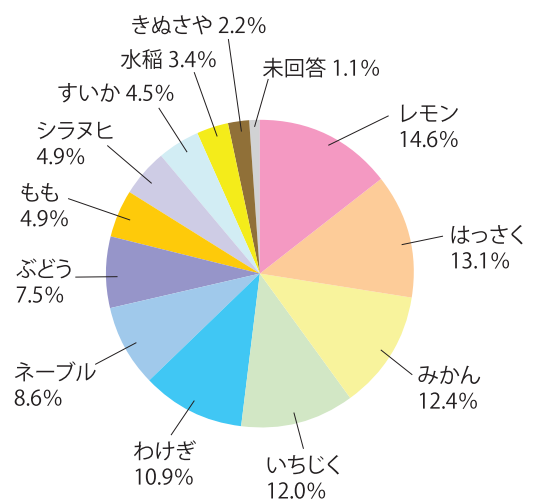
#### ■あなたのお住まいの地区はどこですか。

地域区分	地区名	回答数	割合%
中山間地域	6 美木、原田、11御調	4	8.2
丘陵沿岸地域	1 久保・山波、2 土堂・長江、3 栗原、4 吉和、5 日比崎、7 高須・西藤、8 浦崎・百島	27	55.1
島しょ地域	9 向東、10 向島、12 因島南部、13 因島北部、14 生口島（高根含む）	18	36.7
未回答		0	0.0
合 計		49	100.0

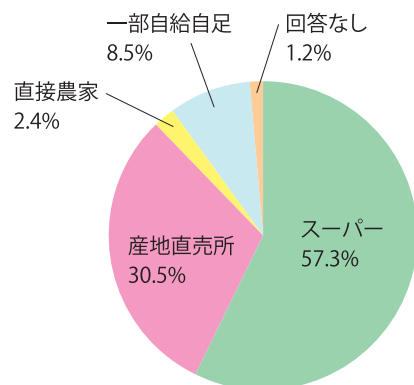
#### ■尾道市内で生産量の多い農産物を示しています。ご存知ですか。（1つ回答）



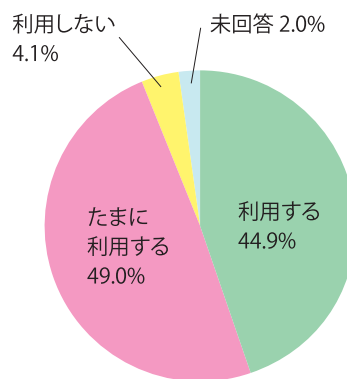
#### ■知っている農産物は何ですか。（複数回答）



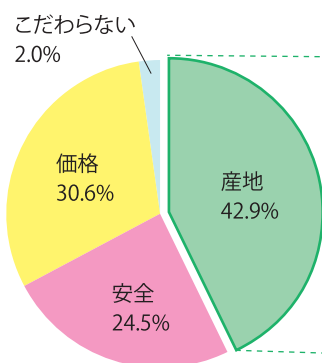
■あなたはどこで農産物を購入されていますか。  
日ごろ利用されている順番に2つお選びください。



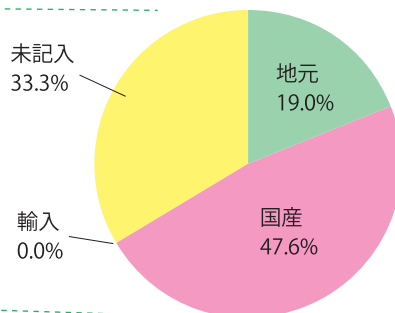
■もし身近に地元の農産物を直接購入できる施設があった場合、あなたは利用しますか。



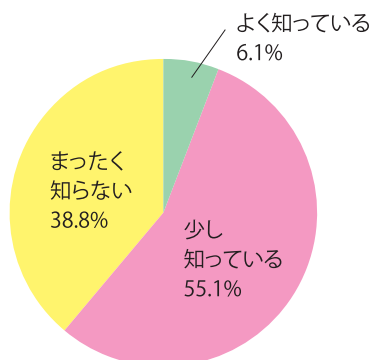
■あなたが農産物を購入するとき優先するものは何ですか。



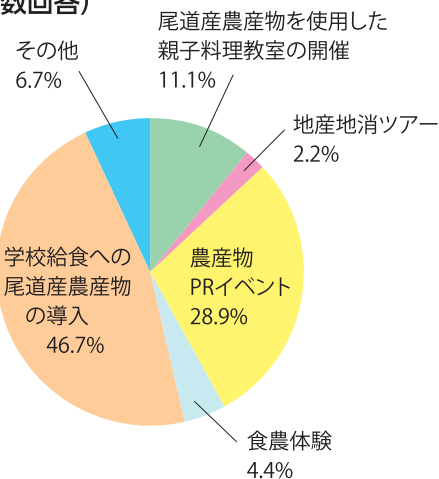
《産地内訳》



■尾道市では、地産地消を推進しています。  
あなたは、尾道市の地産地消の取り組みをご存じですか。

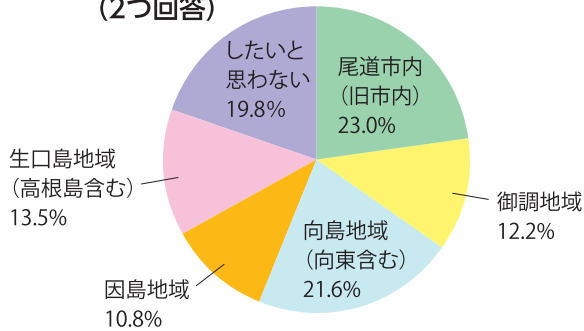


■どのような取り組みを知っていますか。  
(複数回答)

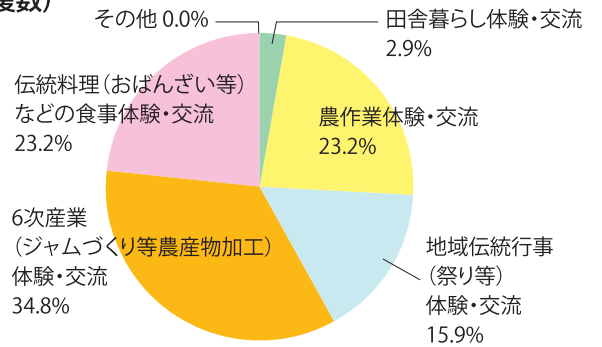


○農業体験・農村交流について

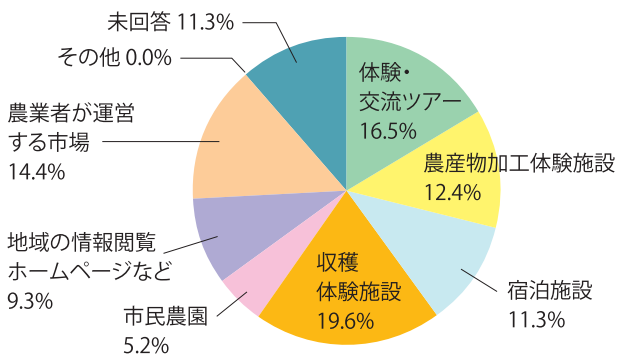
■あなたは、尾道市内のどこの地域で農業体験・農村交流をしたいと思いますか。(2つ回答)



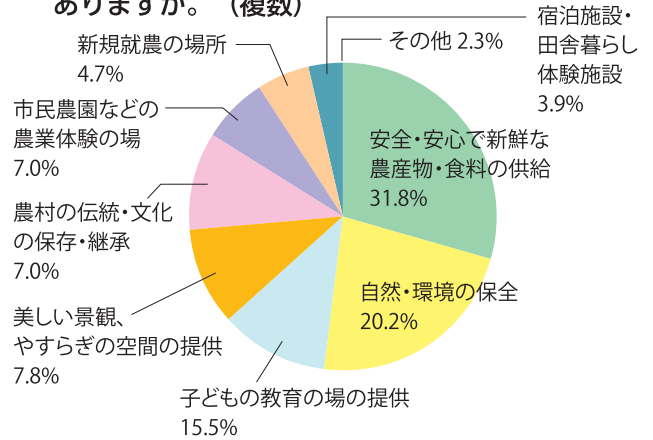
■どのような農業体験・農村交流をしてみたいですか。(複数)



■農業体験・農村交流に参加するためにあればいいと思うものは何ですか。(複数)



■あなたが尾道市の農業・農村に期待することがありますか。(複数)



■その他何かあれば、農業・農村に係ることをご自由にお書きください。(多くのご意見の中から、まとめています。)

規格外農産物の商品化や利用。子供の教育にも役立つ
農地へのゴミ投棄対策
農業への参入は、しがらみが多く、自由に農業が行えることが大事
尾道の名称ブランドを生かして、地元産の農作物を利用したカフェや宿泊施設が増えると良い。また、農家とコミュニティの開設や農家への支援が必要。自慢の尾道として発展してもらいたい。
御調、生口島の活用が肝
有休農地や荒廃農地の活用などの知識や技術などアドバイスを得る機会があれば良い
尾道ブランドを生かして若い人たちが自然豊かに、楽しく過ごせるまちづくりをしてほしい。アピールの仕方をもっと考えるべき。
尾道産の農産物を尾道市民に安く購入できるクーポンなど配布してほしい

今回のアンケートで、尾道市の農業に興味を持った。「ええじゃん尾道」を積極的に利用します
竹が繁茂している地域において、山の持ち主と調整し、筍掘りや放置竹林対策を提案します
週末就農者への支援となるリーダーの育成やコミュニティ支援など、行政やJAにより橋渡しが必要
小規模農家への支援ができていない
スーパーでの地産・地消コーナーの拡大
生口島地域に産地直売所がない（三原・東広島に出かけている）
身近な直売所が必要

**【皆様のご意見を集約した内容です。】**

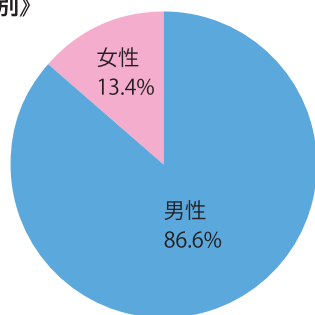
尾道産農産物への認識は、高まっていますが、地元産農産物も含め国産農産物として取り扱っている傾向が見られます。また、地産地消への取り組みは、ある程度認識されていますが、農業・農村体験を含め、実際の取り組みになるとコロナ禍により、参加しにくい傾向が見られます。農業・農村への期待については、社会的状況にも影響されている傾向が見られ、安心・安全や自然・環境の保全、子どもの教育となっています。

これまでの内容から、個人としての必要性や認識の高まりはありますが、コロナ禍の影響もあり全体的に消極的な傾向が見られます。

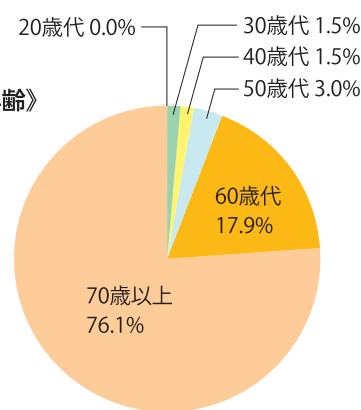
## ② 生産者アンケート

### ■回答者の性別、年齢

《性別》



《年齢》

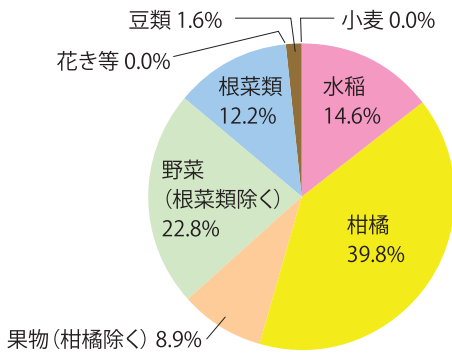


### ■あなたのお住まいの地区はどこですか。

地域区分	地区名	回答数	割合%
中山間地域	10御調、6美ノ郷、木ノ庄、原田	24	35.8
丘陵沿岸地域	1久保・山波、2土堂・長江、3栗原、4吉和、5日比崎、7高須・西藤、8浦崎・百島	10	14.9
島しょ部地域	9向東・向島、11因島南部、12因島北部、13生口島	33	49.3
未回答		0	0.0
合 計		67	100.0

○農業について

■現在、あなたはどのような農産物を生産（栽培）されていますか。農産物名を3つ以内でお書きください。また、農地の経営面積を教えてください。



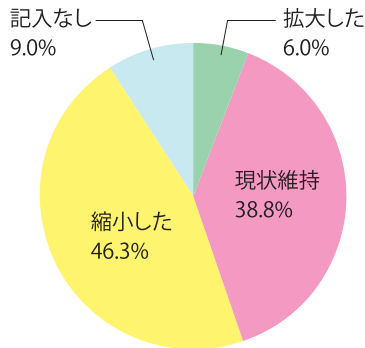
●経営規模

回答耕地面積合計 18.74ha  
戸当たり面積 0.34ha

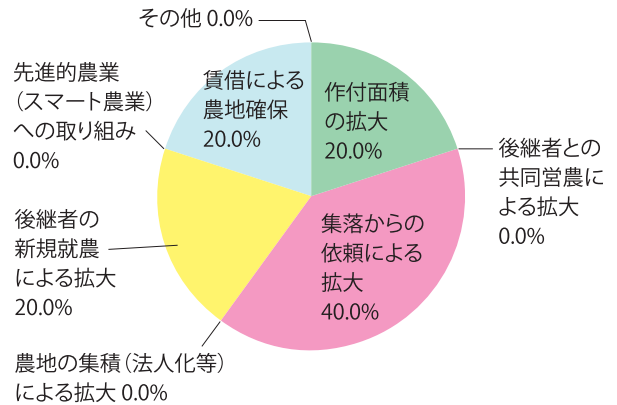
●品種（回答品種で最も多かった種）

米、みかん、レモン、八朔、  
デコポン類、いちぢく、玉ねぎ、  
トマト、キュウリ、ナス、大根  
ジャガイモ、ニンニク

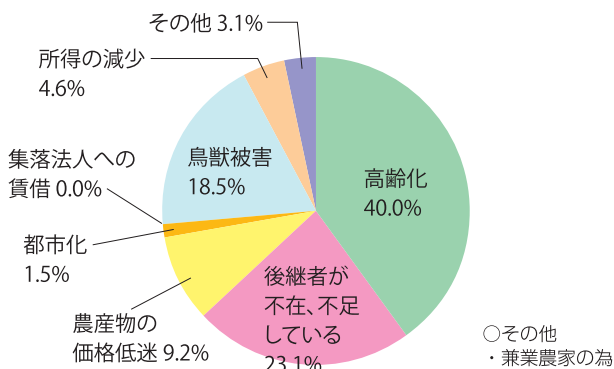
■あなたの経営規模についてお聞きします。  
5年前と比べ経営規模はどのようになりましたか。



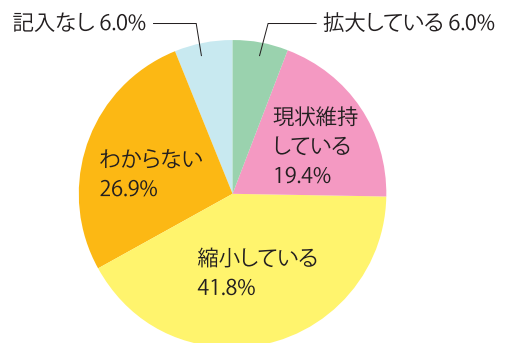
■経営規模が拡大した理由は何ですか。  
(複数回答)



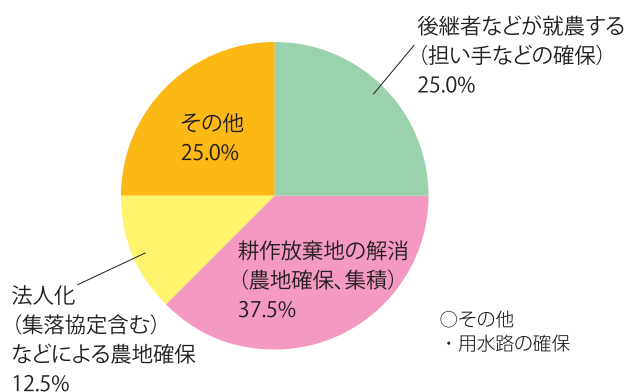
■経営規模が縮小した理由は何ですか。  
(複数回答)



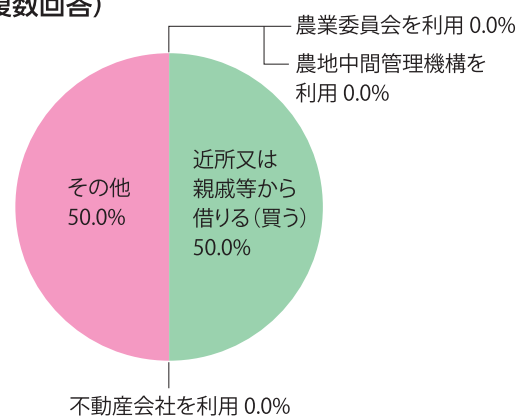
■あなたの経営規模について5年後の状況をお聞きします。経営規模はどのようになっていると思われますか。



■5年後の経営規模が拡大している理由は何だと思いますか（複数回答）



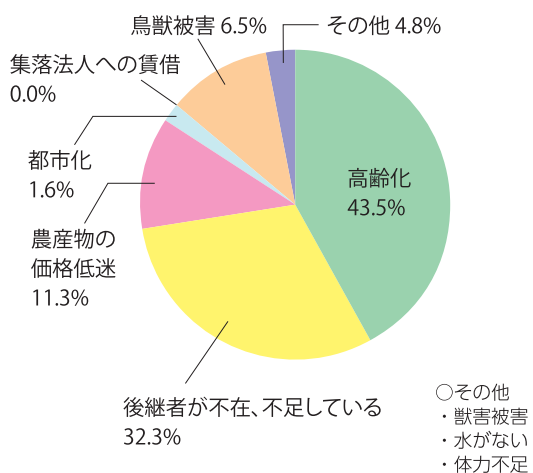
■規模拡大のために農地を借りたい、買いたい場合にどのような方法をお考えですか（複数回答）



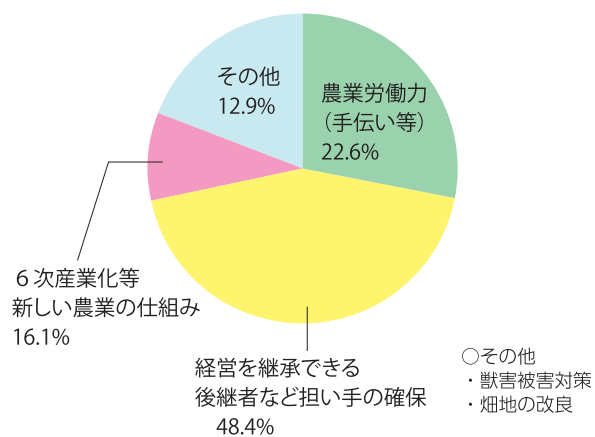
■現状維持している理由は何ですか。

高齢であるが、何とか頑張っている
現状維持が精いっぱい
自家消費
畑を荒らすと周囲に迷惑がかかるため
専業農家として経営が軌道にのってきた

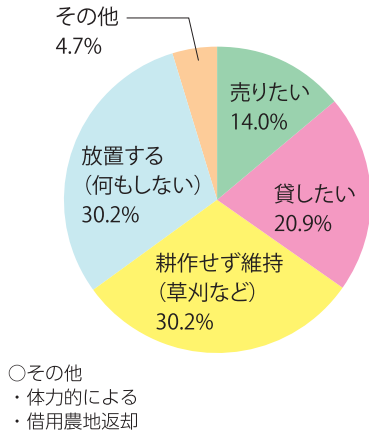
■5年後、経営規模が縮小している理由は何ですか。（複数回答）



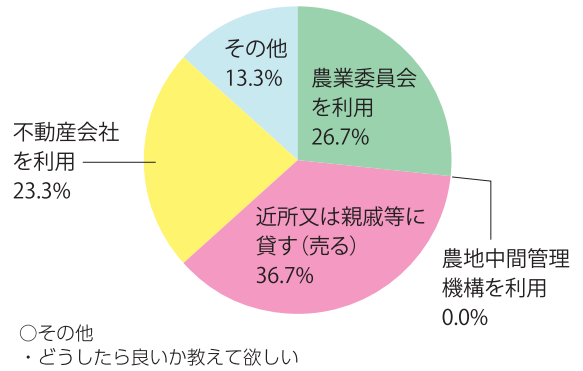
■どうしたら（何があれば）経営規模を縮小しないで済みますか。（複数回答）



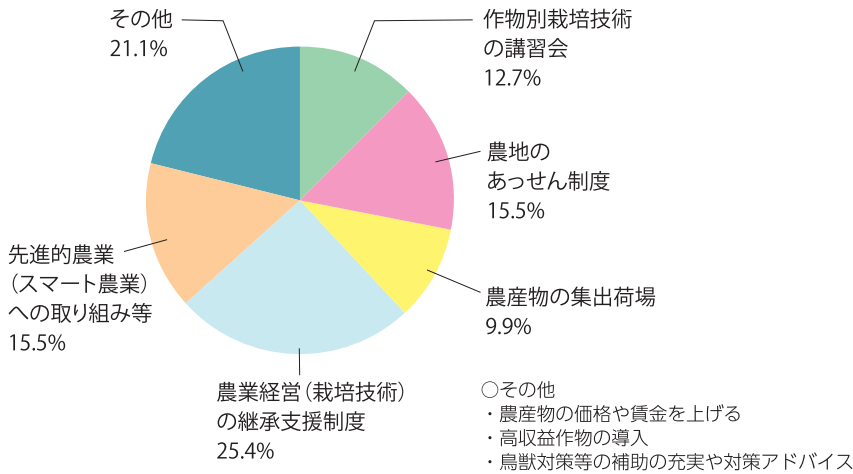
■縮小した場合の農地はどうしますか。  
(複数回答)



■農地を売りたい、貸したい場合、どのような方法をお考えですか。(複数回答)

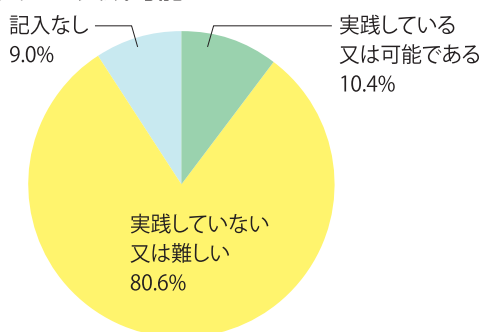


■今後、あなたが若しくは後継者(担い手)が、農業経営を持続していくためには、どのようなことがあればよいですか。(複数回答)

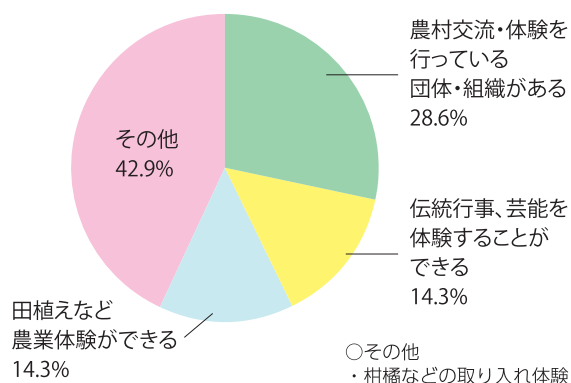


○都市・農村交流について

■あなたのお住まいの集落では、都市住民との交流を実践していますか。又は、実践可能ですか。



■あなたの集落で都市住民交流が実践できる又は、可能な理由は何ですか。（複数回答）



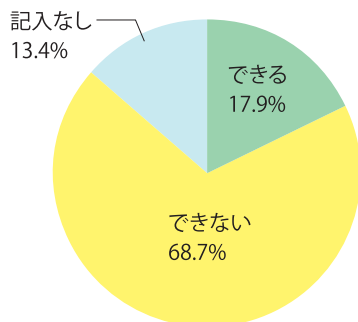
■あなたの集落で都市住民交流を実践していない又は、難しい理由は何ですか。

近隣付き合いがないため
行事等が煩わしい
集落に人がいない
リーダーがない
地理的に難しい
集落の人と都市の人考え方が違うため。都市住民は自己中

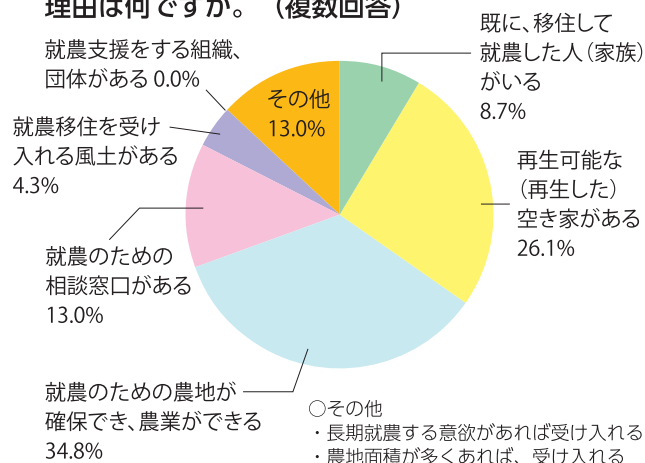
対応する人がいない
農地が小さい
高齢化の為できない
昔の考え方の人が多い
必要ない
何のためにするのかわからない

○就農のための移住・定住について

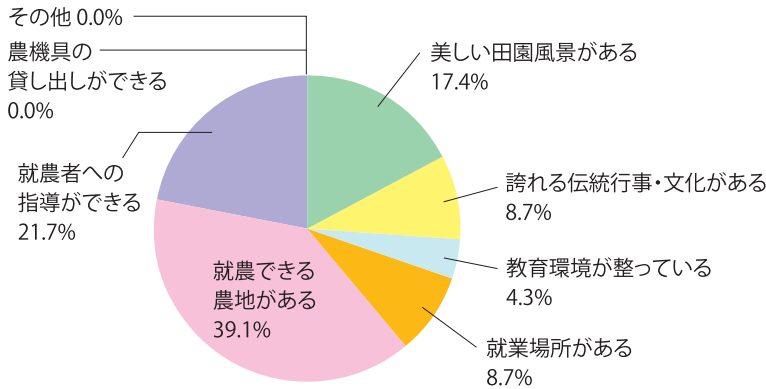
■あなたがお住まいの集落に就農のための移住・定住を受け入れることができますか。



■あなたの集落で移住を受け入れることができる理由は何ですか。（複数回答）



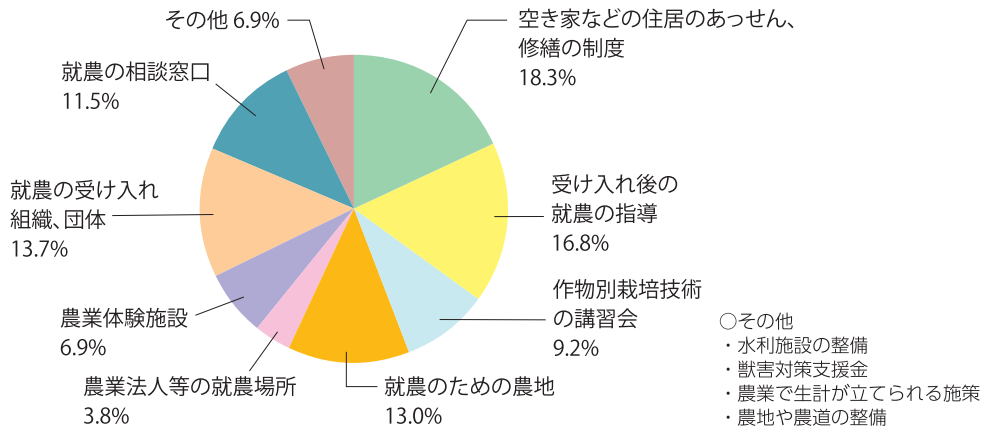
■就農による移住ができる。あなたの集落（地域）の魅力は何ですか。（複数回答）



■あなたの集落で移住を受け入れることができない理由をお聞かせください。

空き家がない
どのような人が入るのかわからない。怖い。
考えた事も無い
生活ができる農地が無い
地理的条件が厳しい（農地、農道、水路）
移住者は農村の文化や人付き合いを理解していない
高齢化により対応できない
めんどくさい
農地を貸したらとられる
受け入れ風土がない
定住に対して、話し合いや相談窓口が必要

■あなたの集落で就農のための移住を受け入れるには何が必要とお考えですか。（複数回答）



■ **その他就農・移住についてご意見があればお書きください。**

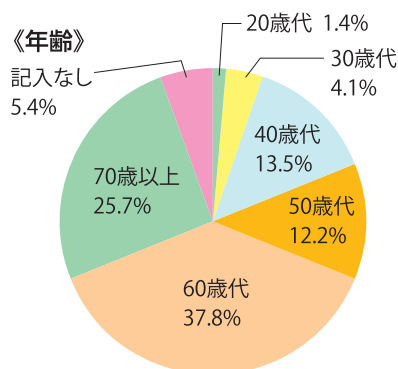
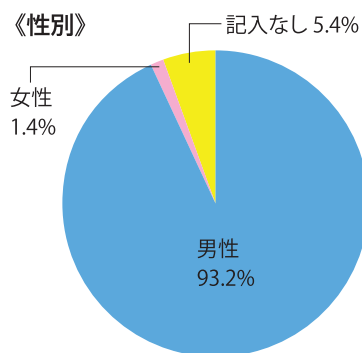
インフラ整備が不十分なため、人口が減少している
就農制度などに頼らない農業経営の確立
採算がとれる営農が必要
地域に合った相互扶助
耕作放棄地の再整備
獣害対策
行政、JAなどの指導体制が必要
資材などの高騰により採算がとれないため、高収益作物などの指導が必要

【皆様のご意見を集約した内容です。】

農業経営者の高齢化に直面しています。このため、農地の条件不利地における対応が必要となるほか、経営者の若返りが必要となっています。  
これらに対応するため、支援制度や関係相談窓口などの支援のほか、生活面での相談や支援が必要です。

③ 認定農業者アンケート

■ **回答者の性別、年齢**

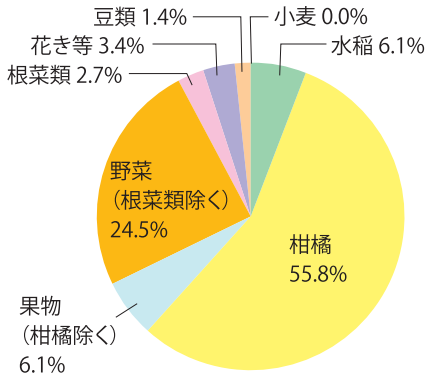


■ **あなたのお住まいの地区はどこですか**

地域区分	地区名	回答数	割合%
中山間地域	10御調、6美ノ郷、木ノ庄、原田	12	16.2
丘陵沿岸地域	1久保・山波、2土堂・長江、3栗原、4吉和 5日比崎、7高須・西藤、8浦崎・百島	0	0.0
島しょ部地域	9向東・向島、11因島南部、12因島北部、13生口島	57	77.0
未回答		5	6.8
合 計		67	100.0

○農業について

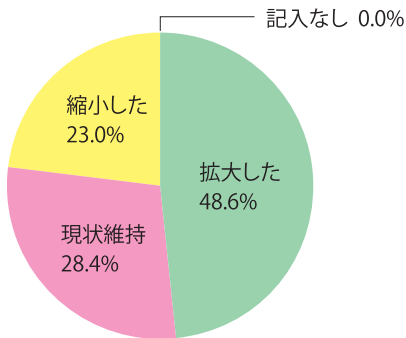
■現在、あなたはどのような農産物を生産（栽培）されていますか。  
3つ以内でお書きください。また、農地の経営面積を教えてください。



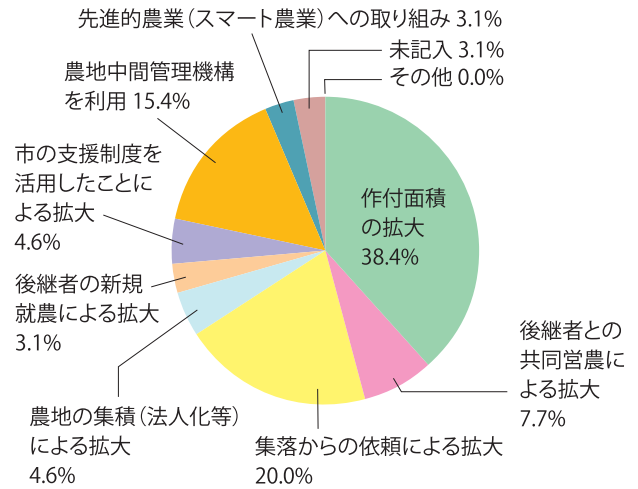
●回答者合計経営耕地面積  
242.7ha

●戸当たり平均面積  
3.32ha

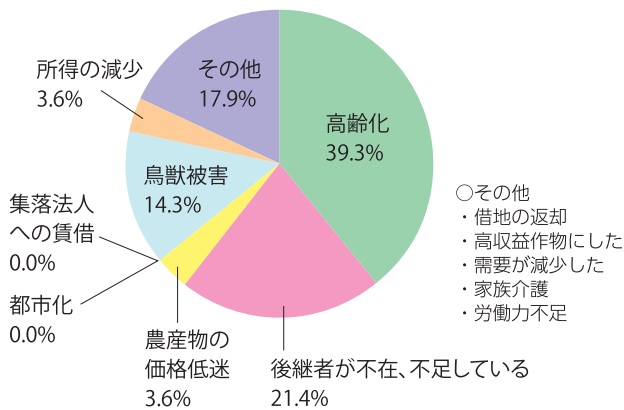
■あなたの経営規模についてお聞きします。  
5年前又は就農時と比べ経営規模は  
どのようになりましたか。



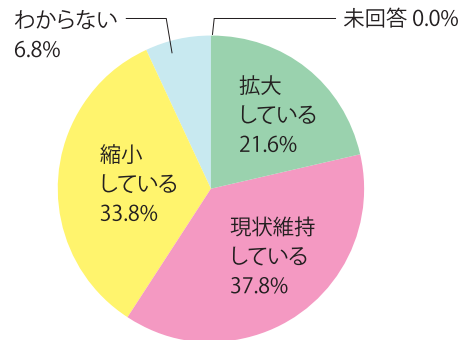
■経営規模が拡大の理由は何ですか。（複数回答）



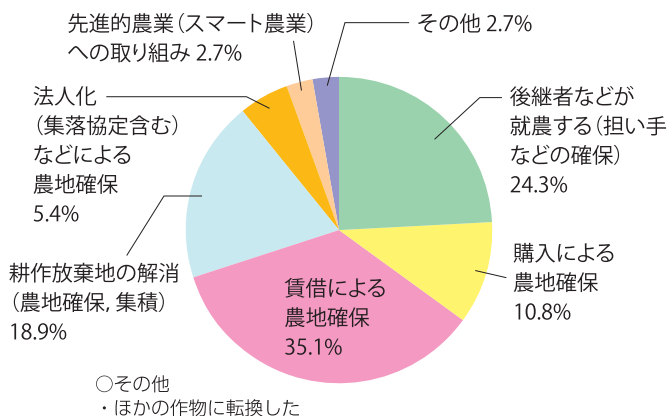
■経営規模が縮小した理由は何ですか。  
（複数回答）



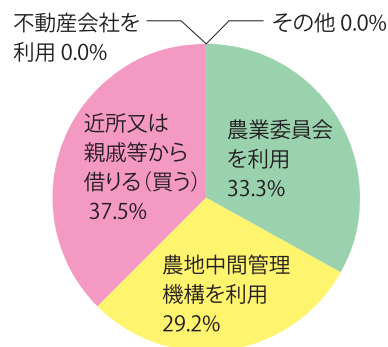
■あなたの経営規模について5年後の状況をお聞き  
します。経営規模はどうなっていると思いますか。



■5年後の経営規模が拡大している理由は  
何だと思いますか。(複数回答)



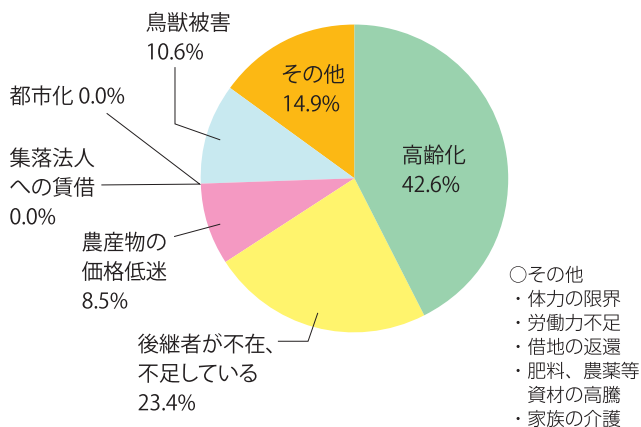
■規模拡大のために農地を借りたい、  
買いたい場合にどのような方法をお考え  
ですか。(複数回答)



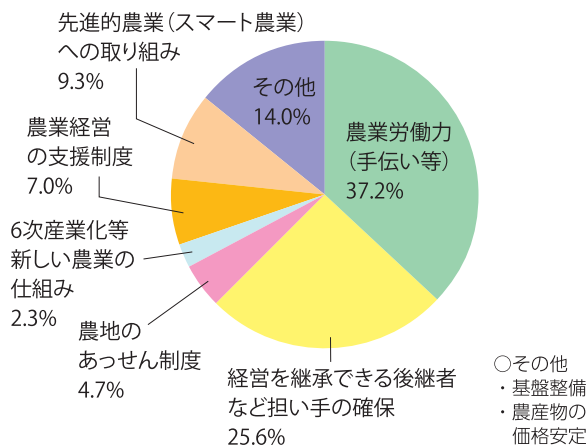
■現状維持している(できる)理由は何ですか。

労働力が不足しているので現状維持で精いっぱい
体力的に現状維持
後継者がいる
拡大すると人手が不足する
面積を増やさず高収益作物を増やす
産地維持
収益が安定している

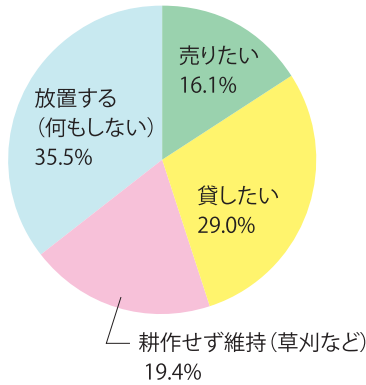
■5年後、経営規模が縮小している理由は何ですか。  
(複数回答)



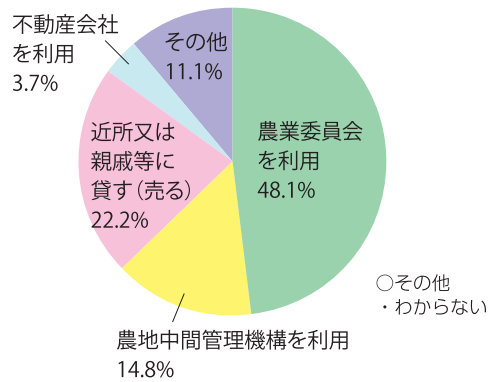
■どうしたら(何があれば)経営規模を  
縮小しないで済みますか。(複数回答)



■縮小した場合の農地はどうしますか。  
(複数回答)

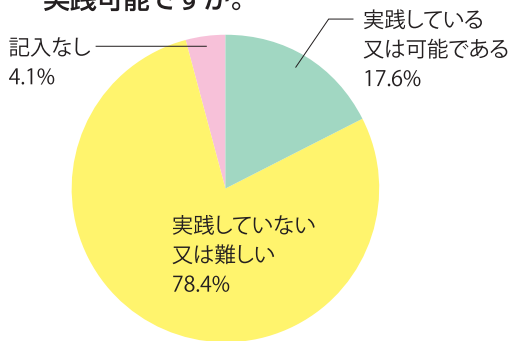


■農地を売りたい、貸したい場合、どのような方法をお考えですか。(複数回答)

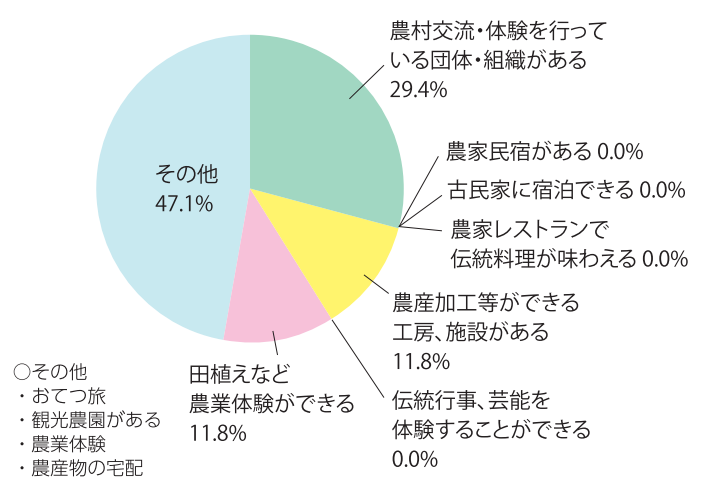


○都市・農村交流について

■あなたのお住まいの集落では、都市住民との交流を実践していますか。又は、実践可能ですか。



■あなたの集落で都市住民交流が実践できる又は可能な理由は何ですか。(複数回答)

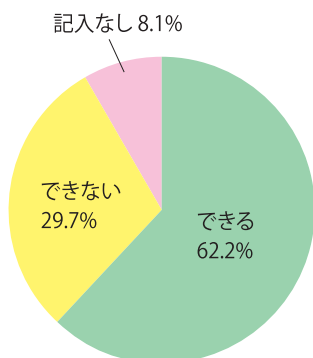


■あなたの集落で都市住民交流を実践していない又は難しい理由は何ですか。

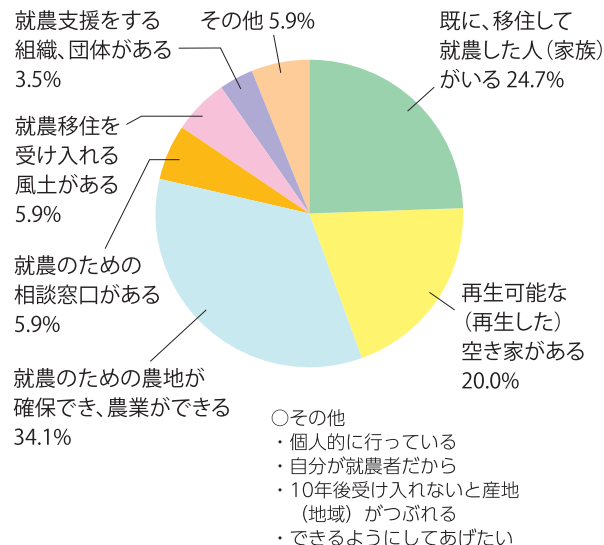
高齢化で対応が難しい
仕事が忙しく対応できない(オーバーワーク)
必要性を感じない
交流する施設がない
リーダーとなる人材がない
気をつかう
年配の方たちは、閉鎖的で外部の人たちを受け入れる気持ちがない
実践者に具体的な取り組みを聞きたい

○就農のための移住・定住について

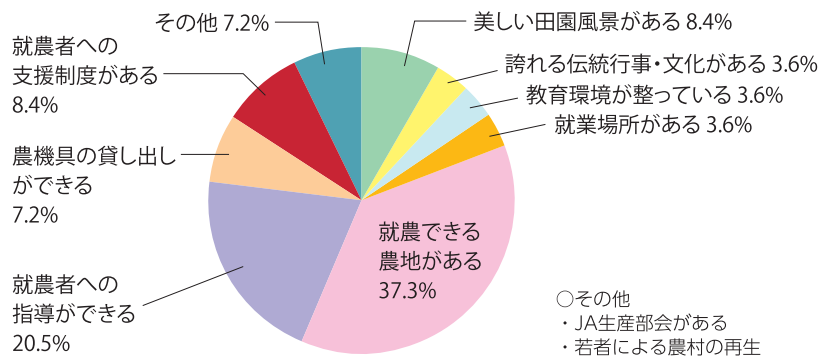
■あなたがお住まいの集落に就農のための移住・定住を受け入れることができますか。



■あなたの集落で移住を受け入れることができる理由は何ですか。(複数回答)



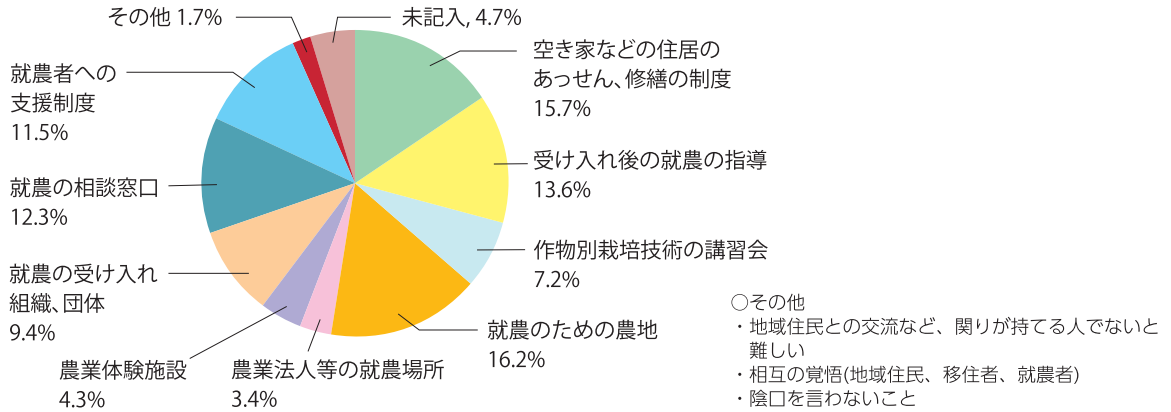
■就農による移住ができる、あなたの集落(地域)の魅力は何ですか。(複数回答)



■あなたの集落で移住を受け入れることができない理由をお聞かせください。

支援が難しい
受け入れにゆとりがない(体制がない)
高齢化のため
閉鎖的な集落
移住者・就農者は自己中心的に営農や生活を行っている為、周りに迷惑をかける
農地の確保が難しい
農業で生活するには、時間がかかり甘くない

■あなたの集落で就農のための移住を受け入れることには何が必要とお考えですか。(複数回答)



■その他就農・移住についてご意見があればお書きください。

○中山間地域

- ・農業所得補償制度の拡充。
- ・市やJAが研修場所を提供し、地元との交流を重ねる。2年ほどすれば、個性や人柄がわかるので、それに合わせて移住先を斡旋しても良いかも。JAと市が協力する事が大切です。
- ・農業だけで生活費を稼ぐので無理だと思う。

○島しょ地域

- ・交流機会を増やすほか、住居や農地を確保。
- ・農業はあまくない。
- ・農業所得補償制度の拡充。
- ・新規就農者は、自己中心的に営農を行い、周りに迷惑をかけるほか、従来地域で取り組んできた営農が崩壊する危険があり、地域ブランドが崩壊する。
- ・新規就農者の研修に関わることで、広果連の農場しか助成金がでないので、法人や認定農業者の元で研修しても助成金がでる仕組みに変えてもらいたい。
- ・新規就農者などの受け入れにおいて、地域になじめる人材を受け入れるようにしてほしい。(移住者への就農指導、相談窓口)
- ・新規就農者への積極的な営農指導が必要(行政、JA)。サポート体制が必要。
- ・農業振興の具体的な将来像。
- ・新規就農者において、無農薬と称して管理していない。耕作放棄地とかわらない。
- ・獣害により意欲低迷。
- ・販売価格の低迷と資材高騰、固定費などにより、農業経営が困難となっている。
- ・季節労働者の確保が必要。安い宿泊施設など中間あっせん業者が必要。

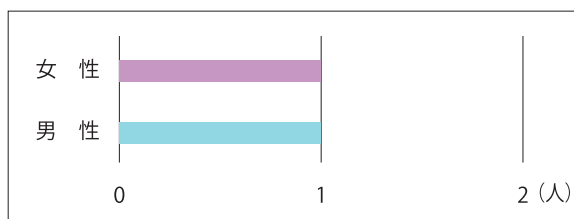
【皆様のご意見を集約した内容です。】

- ・移住を伴う就農者と地元との関係性がうまくいかない状況が見られます。
- ・世代交代が迫っている傾向が見られます。このため、サポート体制など支援制度など幅広い対応が必要と思われます。
- ・高収益作物への転換が必要と思われます。そのための営農指導等あらゆる角度からの支援が必要と思われます。

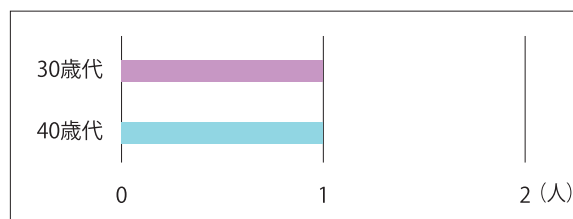
### ④ 市外在住者アンケート

#### ■回答者の性別、年齢

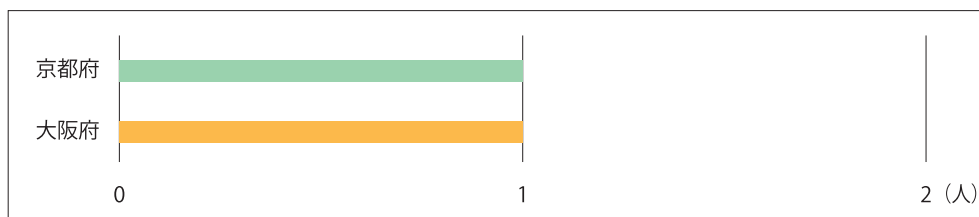
《性別》



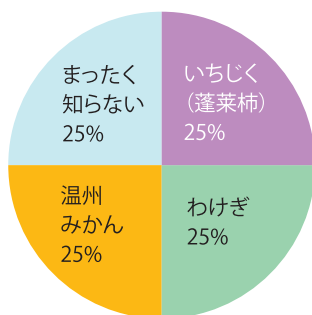
《年齢》



#### ■あなたのお住まいの地区はどこですか？



#### ■尾道市内では、多くの農産物が作られています。 あなたが知っている尾道産の農産物を教えてください。



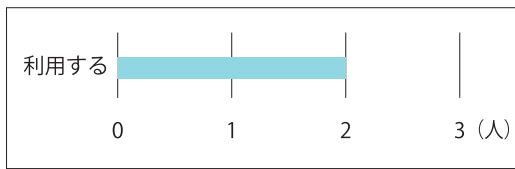
■あなたはどこで農産物を購入されていますか。次の中から日ごろ一番利用されているものをお選びください。



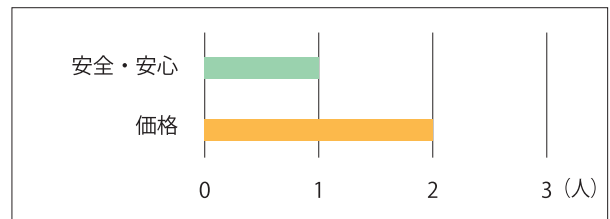
■日ごろ二番目に利用されているものをお選びください。



■もし身近に地元の農産物を直接購入できる施設があった場合、あなたは利用しますか？



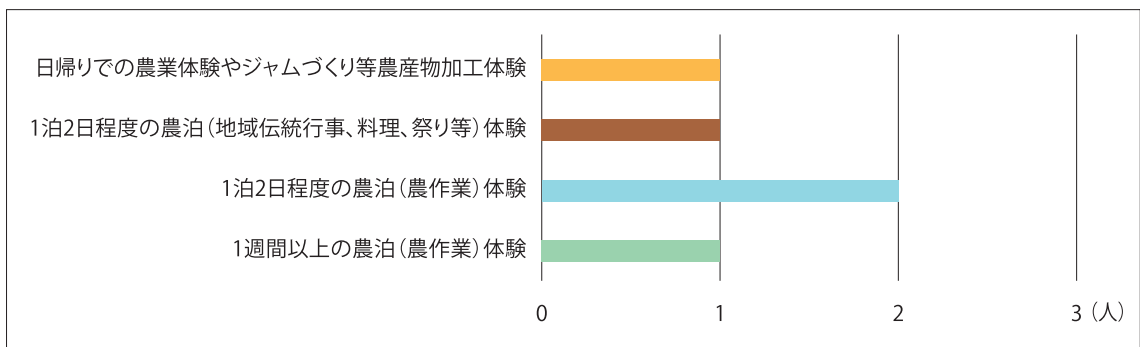
■あなたが農産物を購入するとき優先するものは何ですか？



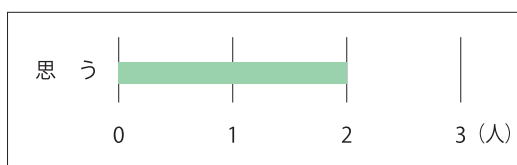
■あなたは尾道市で農業体験、農村交流をしてみたいと思いますか？



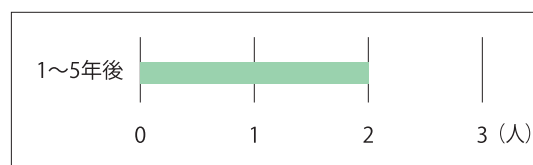
■あなたが尾道市でしてみたい体験、交流は何ですか？



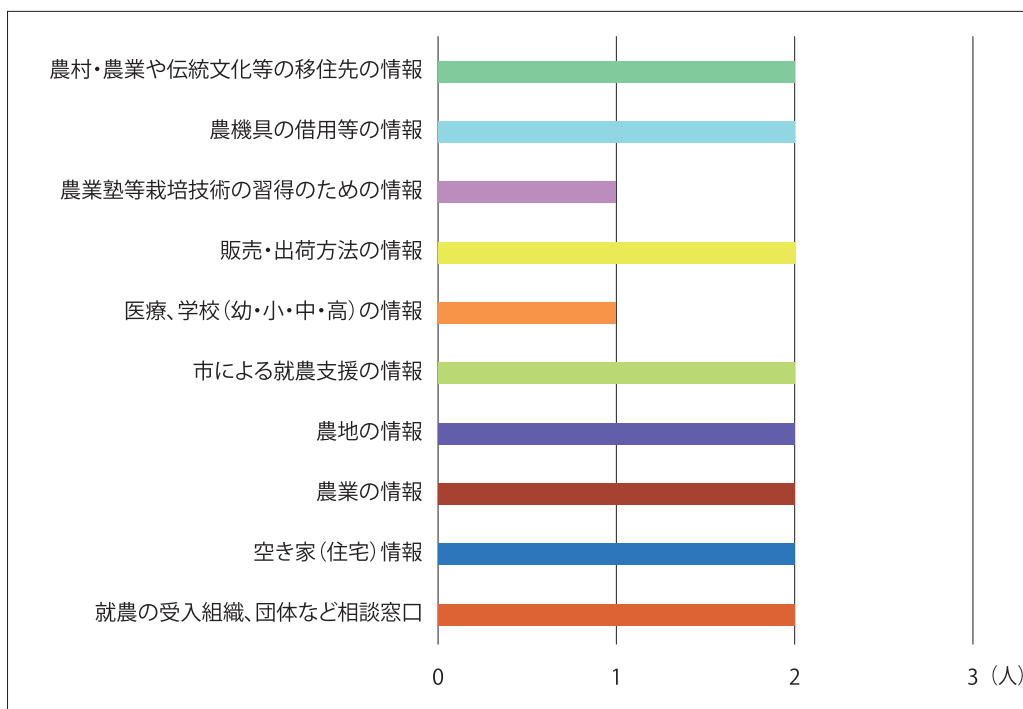
■あなたは、尾道市に移住して新しく農業を始めてみたいと思いますか？



■尾道市に就農のために移住してみたい時期はいつですか？

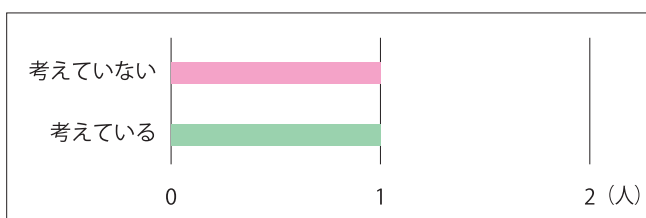


■尾道市に就農のために移住するには何が必要と思われますか？



■農業の他に別の仕事(趣味)と合わせた就農(いわゆる半農半X\*)をお考えですか？

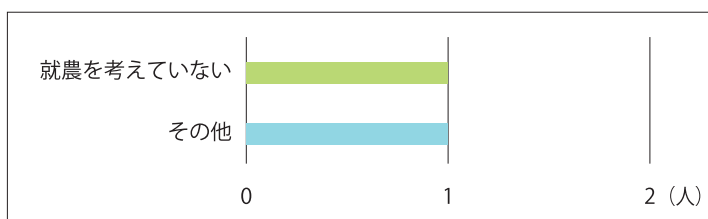
\* X(エックス)とは、「農業以外のいろいろな仕事」に取り組むことです。



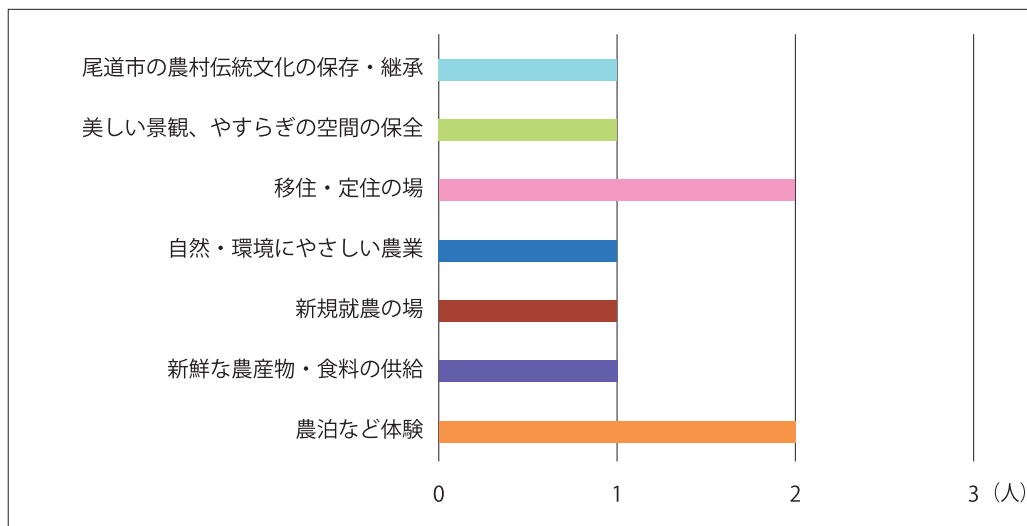
■半農半Xの「X」は何をお考えですか？

○ゲストハウス(目標)

■あなたが就農のために移住をしたいと思わない理由をお聞かせください。



■あなたが尾道市の農業・農村に期待することは何ですか？



## 3 用語の説明

### あ 行

#### アグリ・ファームライフ

農家以外の方が、農村で農業を行いながら生活をするスタイルです。

#### アンテナショップ

地方自治体が東京や大阪などの繁華街で地元の特産品などを販売する店です。また、祭りなどの情報も提供し、大消費地の傾向を調査するねらいがあります。

えすでいーじーず

#### SDGs

持続可能な開発の目標です。すべての国を対象に経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169の達成基準から構成されています。

えんのう

#### 援農

農家ではない人が、農作業の手助けをすること。多くは、都市部の住民が短期間で、摘果や収穫などの作業を補助するものをいいます。「援農ボランティア」

おのみちしそごうけいかく

#### 尾道市総合計画

合併後の新しい尾道市のまちづくりの指針として、目指すべき将来像や都市の基本となる目標とそのために必要な各種施策を明確にしたものです。本市の最上位計画として、平成29(2017)年3月に策定された計画です。

おのみちしのうぎょうけいはいきばん きょうか そくしん かん きほんてき こうそう

#### 尾道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

本市における農業の健全な発展に寄与するため、農業経営基盤強化促進法に基づき、「安心して農地を貸せる仕組みづくり」と、「職業として成り立つ農業経営を育成する仕組みづくり」を目的に、策定された構想です。

おのみちのうぎょうしんこうちいませいひげいかく

#### 尾道農業振興地域整備計画

土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めたものです。優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために策定された総合的な農業振興計画です。

おのみち にんしょうのうさんぶつ

#### 尾道ブランド認証農産物

おのみち のうさんぶつ  
(尾道ブランド農産物)

市内の農業者が生産し、J Aが集荷し販売する農産物のうち、農産物認証委員会が認証したものが「尾道ブランド」として販売されています。

### か 行

#### かんきょうほぜんがたのうぎょうちよくせつしはらいたいさくじぎょう 環境保全型農業直接支払対策事業

日本型直接支払制度の一つとなり、「みどりの食料システム戦略」に位置付けられています。SDGs や環境に対する関心が高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつあるなか、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料

の使用抑制等を通じて環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指す事業です。

きぼべつのうかすう

#### 規模別農家数

農林業の基礎となるデータとして、耕作規模5ヘクタール、10ヘクタール、50ヘクタール単位等により区分集計された農家数です。

ぎやっぶ

#### GAP

農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice の略) です。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

きょうさい

#### 共済

生活を脅かす様々なリスク(死亡、入院、火災、自然災害、交通事故など)に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故が生じた場合に「共済金」を支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助(助け合い)の保障の仕組みをいいます。

#### グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

けいはいこうちめんせき

#### 経営耕地面積

農業経営を行っている耕地(田・畑・樹園地)の面積をいいます。ただし、所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの(自分で耕作している耕地)に借りている耕地(借入耕地)を加えたものです。

けん にんしょうせいど

#### 県の認証制度

食の安全・安心を確保するため「安心! 広島ブランド」として県が認証する制度です。トレーサビリティと特別栽培農産物の2項目があります。

こうさくほうきち

#### 耕作放棄地

過去1年以上作付けをせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地をいいます。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含みません。

こうちめんせき

#### 耕地面積

農作物を耕作するための土地の面積です。

### さ 行

さくもつるいけいべつさくつけめんせき

#### 作物類型別作付面積

農林業の基礎となるデータとして、稲、野菜類、果樹類など大別区分した作付け面積集計をいいます。

じきゅうてきのうか

#### 自給的農家

経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

**集落営農**

集落(1～数集落)を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む営農形態をいいます。

**集落の維持管理機能(集落機能)**

集落が一つの共同体として生活・コミュニティを形成することにより、農林地や地域固有の景観、文化等の地域資源を守り維持していく機能です。

**主業農家**

農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事年間60日以上の子帯員がいる農家をいいます。

**準主業農家**

農外所得が主で、65歳未満の農業従事年間60日以上の子帯員がいる農家をいいます。

**食育**

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付ける学習や教育活動をいいます。

**食農**

農林漁業体験や学習を通じて食べ物の大切さや農業の重要性などを体得することです。

**食料・農業・農村基本計画**

食料・農業・農村基本法に基づき新たに令和2年3月に策定された農政の指針となるものです。「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食糧を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することとしています。講ずべき施策として①食料の安定供給の確保、②農業の持続的発展、③農村の振興、④東日本大震災からの復興・復旧、大規模自然災害への対応、⑤団体の再編整備、⑥食と農に関する国民運動への展開等を通じた国民的合意の形成、⑦新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応について定められました。食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、概ね5年ごとに見直すこととなっています。

**新規就農者**

農家子帯員のうち調査期日の前々年の就業状態が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった人をいいます。

**スマート農業**

ロボット技術や情報技術(ICT)を活用して省力化、精密化、高品質生産の実現等を推進する新たな農業技術です。

**スローフードのまちづくり**

かけがえのない財産である自然環境と食文化を守り、子

どもたちに伝え、豊かな人間性を育み、自然と調和する住みよいまちにしていくことを目的としたものです。

**た 行****他出後継者**

同居せず、他の市町等に就職している後継者をいいます。

**多面的機能**

農産物の供給以外に農業・農村の持つ機能のことをいいます。具体的には、国土の保全となる洪水・土砂崩れなどの防止や水源かん養及び伝統的な文化の継承、人々に安らぎを与える景観の維持などがあげられます。

**地産地消**

地域で生産された農産物を地域で消費することをいいます。

**中山間地域**

農林統計の地域区分の一つであり、平野の周辺部から山地に至る、平坦な耕地の少ない地域をいいます。国土の耕地面積全体の40%を占めます。

**鳥獣被害**

野生鳥獣による被害をいいます(代表的な種は、カラス、イノシシ、シカ、サル等)。農村を中心に、農作物や農地の被害が増加し深刻になっています。

**定年帰農者**

農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事する人をいいます。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事する人をいいます。

**特別栽培農産物**

節減対象となっている農薬と化学肥料の仕様を通常の半分以下に抑えて栽培した農産物をいいます。

**都市農村交流**

都会の人と農村の人が、お互いの理解と協力のもと農業や農村文化を通して楽しみながら交流することをいいます。

**トレーサビリティ**

食品の生産、処理・加工流通・販売の各段階での管理とその履歴情報の記録保管を行う仕組みのことをいいます。

**な 行****2025 広島県農林水産業アクションプログラム**

広島県農林水産業の基本指針となるもので2025年度の目指す姿を描き、「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を最も重要な目標としつつ、新たな視点としてSDGsなどを加えた計画です。

**担い手**

地域農業を中心的に担う農家や農業経営体をいいます。

**日本型直接支払制度**

農業・農村の※多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援することを目的としています。多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3つの制度からなっています。また日本型直接支払制度は、平成27(2015)年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行されたことにより、法律に基づいて行なわれる安定的な制度となっています。

**認定農業者**

認定農業者制度に基づいて認定された農業者をいいます。農業者自らが農業経営を計画的に改善するために、農業経営改善計画を市に申請し、認定されると、市が農地の賃借を仲介して優先的に集積されるほか、規模拡大に必要な資金の低金利融資や税制上の優遇措置が受けられます。

**農外企業**

農地制度の改正により、農地を適正に利用する主体の農業参入を基本的に自由化するもので、農業生産法人以外の企業等が地域や農地にとらわれることなく、農地を賃借し営農することができる企業をいいます。

**農業委員会**

農地法に基づく農地の売買や賃借の許可、農地転用等、農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。

**農業経営体**

農産物の生産を行うか、委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。(1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者、(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷頭羽数その他の事業の規模が一定規模以上の農業を営む者、(3) 農作業の受託の事業を営む者となっています。

**農業後継者**

次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいいます。

**農業就業人口**

調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいいます。

**農業従事者**

満15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した人をいいます。

**農業塾**

農業に興味があり将来の就農に意欲のある人を対象に、農作物栽培の知識や技術の習得を支援するためJAが主体となり取り組んでいる講座です。

**農業生産基盤整備**

農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、生産基盤である農地や農道、農業用排水施設などの整備を行うことです。

**農業生産組織**

農業生産の向上を目指して零細農業の枠から抜け出すことを意図し、農民の自主性のもとに誕生した集団による生産組織です。

**農業生産部会**

作物を作っている農家が、栽培技術や情報を共有するほか、共同で施設を利用し、作物の販売促進などを行うことを目的とした部会です。市内には、わけぎ、ブドウ、桃、いちじくなど数多くの部会があります。

**農地情報**

農地の所有者、耕作状況、賃借等の農地に関する情報をいいます。

**農地中間管理機構**

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手農家(受け手)へ農用地の貸し付けを進めるための組織です。

**農地の流動化**

農地を賃借、売買することです。流動化により意欲ある農業者へ利用集積することで生産規模拡大や耕作放棄地の解消等に効果があります。

**は行****販売農家**

経営耕地面積(農業事業体が経営する耕地面積)が30アール以上又は農産物総販売金額が年間50万円以上の農家をいいます。

**副業的農家**

65歳未満の農業従事年間60日以上の子帯員がいない農家をいいます。

## や 行

ゆう あい じえい

### U・I・Jターン

Uターン：出身地から進学や就職のため地区外に出た後、出身地に戻ることです。

Iターン：出身地以外の地域に移り住むことです。

Jターン：出身地から進学や就職のため地区外に出た後、出身地の近隣地域に戻ることです。

ゆうがいちようじゅうたいさく

### 有害鳥獣対策

イノシシ・カラス・ニホンザル・シカ・クマ・キツネ等が農産物を食害・悪戯・人間を襲うなどの害を為す動物に対して、被害を防止するための対策のことです。

ゆうりょうのうち

### 優良農地

農業生産力の高い農地をいいます。ほ場整備等の農業生産基盤整備を実施した農地等、比較的営農条件の良い農地をいいます。

## ら 行

ろくじさんぎょう

### 6次産業

農産物の生産をベースとした加工、販売サービスの提供をいいます。1次産業（農産物の生産）、2次産業（食品加工）、3次産業（流通・販売）を足し算（または掛け算）すると6になることから一体となった産業体系をいいます。

## 4 尾道市農業振興ビジョン策定経過

### ◆尾道市農業振興協議会

	日付	内容
1	平成29年 5月30日	総会 第2次ビジョン策定 承認
2	平成30年 3月27日	第2次農業振興ビジョン案の承認
3	令和 4年 5月20日	総会 第2次農業振興ビジョン中間検証 承認
4	令和 5年 3月28日	第2次農業振興ビジョン中間検証結果、見直し案承認

### ◆尾道市農業振興ビジョン推進検討委員会

	日付	内容
1	平成29年 5月24日	ビジョン見直しの考え方、スケジュールについて
2	平成29年 5月31日	課題抽出、アンケート調査内容について
3	平成29年 6月26日	アンケート発送
4	平成29年 8月24日	アンケート調査結果について、検証結果まとめ
5	平成29年 10月 5日	検証報告、農業振興ビジョン構成について
6	平成30年 2月 7日	農業振興ビジョン構成、スケジュールについて
7	平成30年 2月27日	農業振興ビジョン骨子素案意見聴取について
8	平成30年 3月 1日	農業振興ビジョン素案パブリックコメント開始
9	平成30年 3月 5日	農業振興ビジョン素案編集について
10	平成30年 3月16日	農業振興ビジョン案について
11	令和 4年 6月 2日	第2次農業振興ビジョン中間検証に係るスケジュール、課題の抽出について
12	令和 4年 7月 1日	アンケート発送
13	令和 4年 11月 9日	地域課題の整理、アンケート調査結果について
14	令和 5年 2月13日	後期ビジョン素案について
15	令和 5年 2月17日	後期ビジョン素案の校正について
16	令和 5年 3月 1日	後期ビジョンパブリックコメント開始
17	令和 5年 3月20日	後期ビジョン案について

## 5 尾道市農業振興協議会 尾道市農業振興ビジョン推進検討委員会名簿

### ◆尾道市農業振興協議会

(順不同)

役職	氏名	所属
会長	内海 直子	尾道市産業部長
副会長	住谷 克彦	JA尾道市営農経済部長
副会長	岩本 守雄	広島県東部農業技術指導所長
委員	兼久 真二	広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所長
委員	小川 寛大	広島県東部畜産事務所長
委員	宮本 悟郎	J A三原柑橘事業本部長
委員	齋藤 和宏	広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所農村振興課長
委員	竹中 賢司	広島県東部農業技術指導所次長
委員	中濱 昌二	尾道市産業部農林水産課長
委員	田原 弘章	尾道市因島総合支所しまおこし課長
委員	梅林 美穂	尾道市御調支所長兼まちおこし課長
委員	村上 幸弘	尾道市向島支所長兼しまおこし課長
委員	坂本 里美	尾道市瀬戸田支所長兼しまおこし課長
委員	市川 昌志	尾道市農業委員会事務局長

### ◆尾道市農業振興ビジョン推進検討委員会名簿

(順不同)

役職	氏名	所属
委員長	中濱 昌二	尾道市産業部農林水産課長
委員	三木 由季	尾道市産業部農林水産課企画調整係長
委員	高橋知佐子	尾道市農業委員会事務局農地係長
委員	西田 弘子	尾道市因島総合支所しまおこし課しまおこし係長
委員	迫 宣人	尾道市御調支所まちおこし課まちおこし係長
委員	水馬 宏昌	尾道市向島支所しまおこし課しまおこし係長
委員	大西 信幸	尾道市瀬戸田支所しまおこし課しまおこし係長
委員	吉原 和伸	JA尾道市営農経済部営農販売課長
委員	寺岡 保幸	JA三原柑橘事業本部せとだ営農指導課長
委員	開田 昭徳	広島県東部農業技術指導所尾道市担当

事務局：尾道市産業部農林水産課農林振興係

# 尾道市農業振興ビジョン 後期ビジョン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

発行日 令和5(2023)年3月

編集 尾道市産業部農林水産課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

TEL 0848 - 38 - 9111 (代表)

TEL 0848 - 38 - 9473 (直通)



尾道市

ONOMICHI CITY

尾道市農業振興ビジョン